

摂津市議会

# 総務常任委員会記録

平成20年3月14日

議 会 事 務 局

# 目 次

総務常任委員会

3月14日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	3
委員会記録署名委員の指名 .....	3
議案第1号所管分、議案第10号所管分の審査 .....	3
質疑（三好委員、三宅委員）	
議案第28号の審査 .....	39
補足説明（消防長）	
質疑（村上委員、三好委員）	
議案第29号の審査 .....	44
補足説明（選挙管理委員会事務局長）	
質疑（野口委員）	
議案第5号の審査 .....	46
質疑（三好委員）	
議案第36号の審査 .....	49
質疑（三好委員）	
議案第30号の審査 .....	50
質疑（三好委員）	
議案第31号、議案第32号所管分の審査 .....	52
質疑（村上委員）	
議案第34号の審査 .....	53
質疑（野口委員）	
議案第35号の審査 .....	54
質疑（三好委員、野口委員、三宅委員）	
採決 .....	56
閉会の宣告 .....	57

## 総務常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成20年3月14日(金) 午前9時57分 開会  
午後4時16分 閉会

### 1. 場所

大会議室

### 1. 出席委員

委員長 山本善信                      副委員長 三宅秀明                      委員 三好義治  
委員 野口 博                      委員 村上英明

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正                      副市長 小野吉孝  
市長公室長 寺田正一                      同室次長 中岡健二                      同室参事 南野邦博  
同室参事兼政策推進課長 有山 泉                      同室参事 吉田和生  
同室参事兼人権室長兼人権推進課長 藤原堅太郎  
秘書課長 井口久和                      同課参事 橋本英樹                      政策推進課参事 山口 猛  
人事課長 山本和憲                      人権室女性政策課長 牛渡長子  
総務部長 奥村良夫                      同部次長兼総務防災課長 杉本正彦  
同部参事兼財政課長 宮部善隆                      同部参事兼市民税課長 寺本敏彦  
総務防災課参事 小原幹雄                      法制文書課長 奥 幸市                      情報政策課長 東角泰典  
市民税課参事 柳瀬順一                      固定資産税課長 入倉修二                      同課参事 中西利之  
納税課長 布川 博                      同課参事 高元讓二                      工事検査室長 角田猛志  
会計管理者 小寺芳政                      会計室長 阿久根俊二                      同室長代理 寺西義隆  
監査委員、選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 杉浦 徹  
同局次長 川上孝也                      同局参事 豊田拓夫  
消防長 稲田晴彦                      消防本部次長兼消防署長 石田喜好  
同本部次長兼総務課長 浜崎健児                      同課参事 明原 修                      予防課長 水田謙二  
警備第1課長 北居 一                      同課参事 池澤弘員                      警備第2課長 本山 勝  
同課参事 樋上繁昭

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三                      同局主査 中井真穂

### 1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成20年度摂津市一般会計予算所管分  
議案第10号 平成19年度摂津市一般会計補正予算所管分  
議案第28号 摂津市消防団条例制定の件  
議案第29号 摂津市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公  
営に関する条例の一部を改正する条例制定の件

- 議案第 5号 平成20年度摂津市財産区財産特別会計予算
- 議案第36号 行政財産の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第30号 摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第31号 摂津市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 議案第32号 摂津市職員の修学部分休業に関する条例及び摂津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件所管分
- 議案第34号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第35号 摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時57分 開会)

○山本善信委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、三好委員を指名します。

先日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第10号所管分の審査を行います。

11日の本委員会で、三好委員の質疑に対する答弁が一部残っておりますので、まずその答弁をいただきたいと思います。

宮部参事。

○宮部総務部参事 おはようございます。財政課に関するご質問についてご答弁申し上げます。

9点ほどあったかと思えます。まず、補正予算関係でございますけれども、13ページの地方特例交付金が261万9,000円の増額、それから特別交付金が3,561万3,000円減額となった理由でございますけれども、地方特例交付金は住民税などの恒久減税に伴う地方税の減税補てん分として国より交付されておりましたが、平成18年度の税制改正により住民税の定率減税等が廃止されたことに伴いまして、この補てん分の交付も廃止となりました。

しかしながら自治体財政への影響もかんがみ、激変緩和措置として地方財政計画で19年度分4,000億円、20年度分2,000億円、計6,000億円が特別交付金として交付されることになりました。ところが予算編成後、この配分が21年度までの3年間に変更されまして、各年度2,000億円となりましたため19年度の交付額が減少したものでございます。

また、19年度から2年間の措置といたしまして、児童手当の支給対象が拡充

されたことに伴いまして、その財源措置として新たに地方特例交付金が創設されまして、18年度分の拡充分として、19年度に総額650億円が自治体に交付されることになり、19年度当初予算に4,000万円を計上いたしました。交付額確定により261万9,000円増額するものでございます。

71ページの一時借入金利子償還金195万円の減額理由でございますけれども、一時借入金利子償還金は年度内に借り入れました一時借入金の累積総額に対する利子支払い分でございますけれども、適正な資金計画に基づいて効率的な予算執行を行い、できるだけ一時借入金を抑え、支払い利息の軽減を図った結果であるということをご理解いただきたいと存じます。

19年度の2月末時点の一時借入金の状況でございますけれども、財政調整基金より19年4月16日から6月18日の63日間、利率0.25%で10億円を、公共施設整備基金より19年5月1日から6月1日の48日間、利率0.25%で10億円を、財産区財産特別会計より19年4月22日から312日間、利率0.4%で12億4,700万円を借り入れております。

2月末までで最も多く借り入れた期間は19年5月1日から6月1日までの32日間で32億4,700万円となっております。

平成19年度における歳計現金の運用状況につきましては、会計室よりご答弁申し上げます。

続きまして、20年度の予算関係で、一時借入金の借り入れ最高額を50億円と定めている基準ということでございますけれども、一時借入金の借り入れ最高額とは借り入れの累積総額ではなく、あ

る時点における一時金の現在高の最高限度額を指すものでございますけれども、年間を通じて一時的な収支の不均衡を解消するための支払い資金を予測し、最高額を定めております。

最高額は昭和62年度に予算規模180億円に対しまして、35億円、昭和63年度に同じく220億円に対しまして40億円、平成11年度に320億円に対しまして、50億円と推移してまいりました。以後、歳出規模がほぼ同程度であり、過去の資金収支不足の状況等を勘案いたしまして、50億円を最高額としております。

大阪府の20年度当初予算が暫定予算になったことによる本市の影響でございますけれども、2月18日に臨時の財政担当部長会議が開催されまして、府補助金等の暫定予算への計上状況が示されました。府の暫定予算は新規事業については原則計上しない。府の予算ベースで4月1日から7月31日までに現金支出を伴うものを予算化し、暫定予算期間内の所要額を計上した。8月以降の事業実施は暫定予算に計上されているものを含めて白紙であるということでありました。

府支出金の影響額につきましては、2月26日付で議会の皆様方にご報告させていただきましてとおり、府支出金15億1,543万2,000円のうち、予算計上されなかったものが9件で1,586万6,000円、暫定予算に計上されたものの影響額は、不明分を含めまして104件、概数約10億円、合わせて10億1,500万円程度となっております。

今後も資料を入手でき次第、適宜情報提供してまいりたいと考えております。

次に、市債のうち高金利部分の償還額の動向ということでございますが、一般

会計の数値で申し上げますと、近年の借り入れの金利状況と高金利部分の償還の進捗によりまして、19年度末現在で市債残高291億円のうち、金利6%を超える市債残高は6億4,000万円、残高総額の2.2%で、おおむね大きな償還金は平成22年度までとなっております。

3%を超え、6%未満の市債残高は43億6,000万円、総額の15%となっております。この残りが3%以下の金利でございますので、残高総額の8割以上となっております。

次に、平成20年度予算を組んだ段階で、決算見込みによる財政健全化法における4つの健全化判断比率と経常収支比率の状況はということでございますが、20年度決算見込みでの4指標の数値につきましては、予算時点での作成は難しいところがございますので、18年度決算後の4指標から推計して申し上げます。

18年度の普通会計の実質収支は1億5,900万円の黒字、特別会計を含めた連結の実質収支は国保特別会計で1億9,000万円、下水道特別会計で2億4,000万円の赤字となっておりますが、水道事業会計で23億4,000万円の黒字がございまして、連結で21億3,000万円の黒字ということになりますので、20年度におきましてもよほどのことがない限り、連結実質赤字比率はゼロ%ということになると見込んでおります。

また、将来負担比率の早期健全化基準は350%となっておりますが、18年度の将来負担比率は199%でございますので、元金償還金以内の新規市債発行を続けておりますので、18年度の数値を下回るものと見込んでおります。

実質公債費比率は公債費適正化計画に

20年度決算見込みの市債発行分を入れて試算いたしますと、20年度決算見込みでの3か年平均値は18%を割る見込みでございます。また、経常収支比率については18年度と同程度になると予測しております。

それから、平成20年度、21年度に決断しなければならない事業計画ということでございますけれども、中期財政見通しでも答弁いたしておりますように、事業費が具体化していない事業、それから年次割が明確になっていない事業につきまして、財政面から事業実施の判断をするということは難しいと考えております。

ただし、委員ご質問のご趣旨にございますように、事業実施の判断に際しましては、当然財源的裏づけは必要なものであると考えております。

それから、土地開発公社健全化計画の概要と経営でございますが、平成12年に総務省から土地開発公社経営健全化対策についてという通知がございまして、財政課で土地開発公社経営健全化計画を策定いたしまして、大阪府へ提出しました。経営健全化の期間は平成13年度から17年度の5年間で健全化の主な目標として次の3点がございました。

1点目は、設立・出資団体の債務保証、損失補償に係る土地の年度末簿価総額を標準財政規模の0.25以下にすることで、これは13年度に達成しております。

2点目は、供用開始済み土地の解消で、これは17年度に達成しております。

3点目は、取得後5年以上の長期保有土地に係る土地について年度末簿価総額の標準財政規模に対する割合を0.1以下に引き下げるといふものでございまして、この3点目だけが未達成となっております。

りましたが、債務保証対象土地の定義が債務保証限度額から金融機関からの実質借入額に変更されましたことから0.1を切りまして、本市は健全化対象団体から外れることになりました。

健全化対象団体から外れはいたしましたが、依然として長期保有土地が残っていることから、財政状況を勘案しながら買い戻しと健全化策を図っていくことは必要であると考えております。

最後に年度末に工事が集中し、契約段階から計画的発注をすべきではないかとのお問い合わせでございますけれども、財政課では毎年、年度当初に当たりまして、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第7条に基づきまして、公共工事の発注見通しを公表いたしております。

各課より入札予定事業の報告のあったものについて、工事の名称、概要、発注時期、工期等を窓口で閲覧に供しますとともにホームページに掲載いたしております。

入札契約事務執行に際しましては、工事検査室より答弁いたしましたとおり3月15日には工事が終了し、年度内執行となるよう担当課と協議し、工事期間、工事着手日、それと設計の伴うものはその期間より逆算いたしまして、計画的に入札、契約事務を行っているところでございます。

委員ご指摘のとおり入札、契約段階から計画的に執行し、工事を平準化することはもっともなことであると考えます。事業担当課、工事検査室と緊密な連絡をとり、改善してまいりたいと考えております。

○山本善信委員長 小寺管理者。

○小寺会計管理者 一時借入金につきまして、資金運用の立場からご説明申し上げ

げます。

さきにご指摘がありましたとおり、年度末から年度当初にかけては、特に資金需要が多い時期でございます。例年40億円から50億円の一時借入金の借り入れによりこの時期の資金不足を賄っております。主な支出を見ますと、この3月には市債の償還金が37億、4月には市債償還金が10億、退職手当が10億、5月には市債償還金が20億と多額の支出が見込まれておりまして、3月から5月までの収支見通しでは約42億円の資金不足が生じると予測しております。

この不足額42億円を補うため、3月に12億、4月に35億の一時借入金を会計室から財政課に依頼しております。これが一時借入金の借り入れに至る資金運用の現在の状況でございます。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 それでは、山積する事業実施と中期財政見通しについて、私の方から補足答弁させていただきます。

ご指摘のように、確かに課題山積でございます。過日の代表質問から建設事業にかかわる項目を拾い上げて披露させていただきます。

JR千里丘西口再開発事業、正雀駅周辺整備事業、吹田操車場跡地活用事業、耐震補強工事、ごみ処理施設整備事業、道路整備事業、安威川以南コミュニティ施設、阪急京都線連続立体交差事業、小中学校エアコン設置、公民館の建て替え事業、幼児用プール整備事業等々、多くの事業要望がなされております。

これらすべてを解決するためには莫大な財源が必要となり、現在では到底対応できる状況ではございません。また、ハード事業のみならず、ソフト事業にも目を向けなければならず、それらを考えますと後年度に送れるものについては後年度

に送る等しながら、平準化に努めなければならず、また新たな財源も見出さなければなりません。

しかし、財源問題のみならず、後年度に送ることによって実現不可能となれば、それを押して実施決定するなどやむを得ないことも往々にして出てまいります。今後数年間の中期財政見通しをお示しながら、判断材料の1つとして情報提供しているところでございます。

この中期財政見通しは現行制度の税財政制度で推移することを前提に歳入を見込んでおります。歳出では個別に試算できるものについては、その計数を、その他については過去決算額から平均的増加率を掛け合わせたものでございます。

事業実施の判断は後日議論していただくことになろうかと思いますが、我々財政を預かるものといたしましては、基金の温存、基金をふやすことが少なくとも我々に課せられた使命ではないかというふうに思っております。

資金調達的手段としては市債等の活用も当然選択肢の1つとして出てまいります。それらを余り多用しますと、平成17年度の公債費ピークをまたぞろ迎えることになり苦境に再び立たされることにもなります。これらの反省を踏まえまして、公共施設整備基金や他の財源調達等で許容される最大限の市債発行ではなく、必要最小限の市債発行に抑制すべきであるというふうに我々は考えております。

○山本善信委員長 三好委員。

○三好委員 改めておはようございます。先日から引き続き、ご答弁をいただきましてありがとうございます。

多くは要望もしくは意見にかえさせていただいて、多分質問は4、5課だけになるとは思いますが、よろしくお願ひいた



したいと思えます。

まず、固定資産税課につきましては、補正予算の中での1億円の内訳、非常にわかりました。我々といたしましても注視していくのは、そういった税収の伸びがどういった現状で伸びてくるのかというのは議会のチェック機能として必要であるために質問させていただきましたし、さらにこれからお願いしておきたいのは、こういったダイヘンからジェイ・エス・ビーに変わったときに、面積は減っていきますが、そういった部分の開発によって固定資産税が、評価が上がってまいります。

その中で、その周辺地域に及ぼす影響も十分に勘案していただきたいと私は一方で思っていますし、さらに固定資産税の中での家屋並びにそういった部分では住民税もまたふえてまいります。十分に精査をしていただきながら、今後の予算編成に取り組んでいただきたい。そういったことで要望にとどめておきたいと思えます。

それとあと市民税課につきまして、これは後ほど財政論議と土地開発公社の関連の中で総括的な質問はさせていただきますと思えますが、先ほど、総務部長からご答弁がありました財政の基本的な考え方は私も同感でございます、今、こういった時期だからこそ基金というのは温存しておかなければならないし、貯めておかなければならない。そういった中で、この企業誘致条例で入ってきた、たばこ税につきましては、恒久的な税収入ではないということは共通認識に立っておかなければならないと思っております。

この税金の税収の使い道というのは本当に議会と行政と議論しておかなければならない。そういったことの中で、後ほど質問させていただきますが、ご答弁で

いただきましたように、今年度の当初予算は20億4,900万、従来からいきますと、これは還付もしますから、相殺していきたいと思えますけれども、13億から税収が伸びている。この認識に立っていただきたいと。これをむだなく使っていただきたいということを、この項ではそういうことを意見申し上げたいと思えます。後ほどご質問を総括的にさせていただきます。

それから、政策推進課でご答弁いただきましたが、こういった固定資産税課、市民税課含めて納税課、それぞれの所管が抱える滞納繰越処分に対して、この2月25日の部長会議で出ております債権管理対策連絡会の中での要綱で委員会を結成して、これから詰めていくというのが今のスタートでございますが、これにつきましても十分に精査をしていただきながら、何でもかんでも公平、公正な立場でやらなければならないんですが、ひずみが生じないように、そこは十分に精査していただきながら、取り組んでいただきたい。これにつきましては、こういった旗上げした以上、全体の推移も我々は見ていきたいと思えますので、その成果も上がることもご期待申し上げて、この平成20年十分に精査していただきたいということを要望しておきます。

それから、小学校跡地活用方針の策定業務委託料が300万計上されておまして、経過につきましては有山参事の方から詳しくご説明もいただきました。今となればこういったことにつきましても教育委員会に所管が移りまして、過去の経緯はともかくとしながら、こういった部分を検討するに当たって、これは全庁挙げて取り組まなければならないと思っておりますので、政策推進課と教育委員会を含めて、また連携を取っていただく

ことも要望としておきたいと思っております。

情報政策課につきまして、オープンシステムの成果というのは代表質問並びに委員会で、るるご答弁もいただきまして、非常に成果が上がってくる、これからまさに電子時代に突入だなということを実感しております。

その中で詳しくご答弁いただきました情報セキュリティについては、多分OJTだけではなかなかこういった情報セキュリティというのは守られないというように思っております、それぞれネットを通じながら、情報政策課が主導で教育もしていただきたいと思っております。

ちょっと蛇足ですけども、1,000人組織が集まっていて、999名が守っておっても1人が失敗したら、それは全体の組織の責任になってまいります。特にこういうネット社会になってくると、ややもするとそういうやつが、わしだけやったらええやろという安易な行動になりがちでございますので、これは全課挙げてそういった意識に立っていただくと同時に、情報政策課を中心として取り組んでいただきたいということで要望とさせていただきます。

それから、財政と土地開発公社は後ほど質問をさせていただきます。

工事検査室につきまして契約担当課の立場で今、ご答弁もいただきましたけども、工事検査室の中で平成18年度の取り組みについてご質問もさせていただきました。改めて契約担当課長の立場でご答弁もいただきましたが、改めて工事検査室としてどのように現場を指導していくのかということと、工程管理をまず提出していただいてやる姿勢についてご答弁いただきたいということでお願いしたいと思っております。

それから、人事課の地域手当につきましては、国の総務省がそういった今の動きになっておりまして、これは本市だけの動きではとてもじゃないけども取り組みというのは厳しい部分がありますが、ただ、この地域手当てというのは国がそれまでは調整手当として10%を許可をいただきながら、それが地域手当に変更され、この地域間格差というのが非常に出たわけですね。我々としては摂津市でいてる中で、隣の市が12%とか10%なのに、何で摂津市が6%やねん。国が勝手に住みにくい市として烙印を押しのかと、こういった腹立たしさがあります。

全体の人件費の削減の取り組みとは別問題であって、こういった制度に対して、人事部門としてでももう一度精査をしながら、他市の情報も得て、国に対して制度改正も含めて要望も出していただくことをお願いしたいと思っております。これについては答弁は結構でございます。

それから、職員の厚生事業と互助会の関係でございますが、平成21年3月末で互助会が解散になると。我々議会の立場としては、職員の福利厚生については一定の福利厚生事業というのは、これは市のトップとして取り組まなければならない事業であって、法律には定められておりますけども、この互助会がこれまで運営してきた部分がややこしかったという部分の中で改正をされたんですが、その部分はさておいておきながら、ただ21年の3月に解散するとなったときに、あなた方がこれまでお支払いしていた互助会の費用並びに法的費用から出した互助会の費用が一体どうなるんかというやつが非常に気になりまして、山本課長からはこの間の答弁では21年にそういった動きが大阪府互助会の中で動きが

あるとは言っていますけども、一体今の互助会、今年度どういった取り組みで今、中身がどういったことなのかということについて改めてご答弁いただきたいと思っていますし、市としての職員厚生事業の基本的な考え方についてでも再度お聞かせいただきたいと思っています。

それから、消防手数料につきましては、前回ご答弁いただいたときに私の質問の仕方も悪かったんですが、要は危険物の取り扱っているところの全件数を教えていただきました。改めてここで質問するのはいかがかなと思ひまして、今朝方話を聞きまして、ガソリンスタンドの軒数でございます。

ガソリンスタンドが今、平成19年度、17軒あるそうでございます。その中で、休止が2軒、廃止が1軒出てきているということで14軒まで減ってきていると。それ以前につきましても、摂津市域におきまして、ガソリンスタンド、鳥飼の府道大阪高槻線、相当減ってまいりました。これは大型店舗が入ってきている要素もありますけども、ガソリンの高騰、老朽化してきているから更新に対する投資ができないというのが現状だと思います。

中小企業全体で取り組む、中小企業というのはものづくり産業、それから商店もありますけども、こういった業種の方々も大変苦勞しているのが今の実態でございます。昨日の新聞報道によりますと、全国的にも1,000か所から1,500か所が年間でガソリンスタンドが減ってきているのと違うかと。私はこういったガソリンスタンドで住民の利便性を考えたときに、地域に適当なスタンドがあるというのは適切ではないかなと思っています。

これは消防に対する質問では一切ございません。ただ政策としてこういったこ

とが誘致等とも含めまして、できないかということは今後の課題としてご議論いただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと総合行政委員会の関係で、選挙管理委員会につきましては、いろいろ質問いたしましたけども、これにつきましては、1つには選挙ということに対して市民の意識を高めていただくかということと投票率をいかに上げていただくかということを十分に検討して取り組んでいただいている結果がこういった予算の減になったということを十分認識しておりますが、そういったことを十分に選挙の前だけに考えるのではなしに、ずっと考えていると思うんですよ、語弊があったら失礼でございますが、そういったことを十分に考えていただいて、見えるようにぜひともしていただきたいと思っています。

それから、マニフェストにつきましては、私が質問したのは、マニフェストというのは衆議院選挙でも法定ビラ1号、2号、3号ぐらいのビラについては、政党名も記載をしてはだめ、候補者名も記載はしてはだめ、こういった制限があるわけです。これとマニフェストはどう違うんですかということで、知事選挙のマニフェストにしても、選挙期間中のマニフェストというのは候補者名も見えないマニフェストだったんですね。それが予算をこれだけ投資して、結局そういった市民に対して訴える文書になるんですかというご質問をさせていただいたつもりなんです。

ところがご答弁いただいたら、そういったことは制約ありませんというご答弁でしたので、それならば政党名、市長やから無所属になると思いますけど、個人名並びにそういった経歴含めて出せるのか。

記載が可能なのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。これ改めてお聞かせいただきたいと思います。

それから、裁判員制度の部分でございませうけども、初期導入の委託料で、選挙人名簿での摂津市として選挙人名簿の入力だけで今回30万の予算が組まれていると言われてはいるんですけど、この裁判員制度がこれから来年度から導入をスタートしてくるんですけど、その中で大阪府下で数百名を抽出した中で最終的に1案件6名の裁判員を登録して、その1案件でそのまま裁判員がなっていくと。そのときに摂津市という、この行政というのは裁判員制度の中でどこまで関与していくのか。これは無差別に抽出されて裁判所から個人に対して来るわけですね。それで来た人間は面接をするようになってくるんですが、その中で適していない人、適している人が精査されるようになってくるんですね。

呼ばれた方で、あなたは適当な人ではありませんとか、いろんな問題が生じてくると思うんです。そのときに行政がどこまで関与しているのか。またできるのかということがごっつい気になるわけですね。これは全然関係ないというわけではないし、その名簿の流出というのが摂津市から出ていくようになりますので、その区割り、そこを教えてくださいませうか。

次に、監査委員の事務局のところでも、これについては、工事技術調査業務委託というのが本当に2点の感覚で非常に気になっているところでもございます。工事技術調査業務委託というのがもともとと言いましたように、本来、外部監査になるのではないかという認識を持っているんですね。調査と検査と監査とは一体何やねんと。こういう感覚を

持っています。

それならば代表監査並びに監査、この人らがそういった知識、能力をまず持たなくて事務監査だけならば、必要な部署に必要なところに委託をさせて、そういったところを見据えていくのが、本来、監査業務の仕事ではないか。これを思っているわけですね。だから先般、工事検査室にその仕事を業務委託させた場合にどうかということが本来のねらいだったんです。これは工事検査室と一切言うてないんですよ。事例で言うているだけであって、そういった適当な部署があるわけですね。

例えば、都市整備部のところにそういった建築指導課もあります。あそこは何をやっているかといったら、確認申請を受け付けし、それが市民、もしくは企業さんが来たら、そこでアドバイスを、それからそういった業務を携わっているわけですね。私からしたら、まさにそこがプロフェッショナルの仕事であって、なぜ監査がそういった業務を持っているのか。

もう1点疑問を持っているのは、監査がこれはあくまでも事業なんですよ。事業を執行するに当たって、この事業が適当な業者であって、適当な予算であって、適当な時期にこういったことを発注していることが適切なのかどうかというやつをだれが監査をするんですか。これについてご答弁をいただきたいというように思います。

次に、総務防災課の土地開発公社の健全化をどうしていくのかということでもございます。平成20年度予算で、2,500万土地開発公社に補給金として予算が計上されておりました、第1回目の質問もさせていただきましたが、土地開発公社が今抱えている土地が、ご答弁いた

できましたように、4,630.34平米、金額にして簿価価格で22億5,266万2,739円とあります。この質問をする大前提としては、財政本体がある程度好転したから、こういった質問ができるという一方では喜びといいましょうか、評価もしておきたいと思うんですが、土地開発公社が抱えている5か所の土地が塩漬け状態になっておるのが、18年経過しているのが1か所、12年経過しているのが1か所、その間、16年、14年間塩漬けになっている土地、合わせて今5か所でございます。もともと土地開発公社が入手したときの原価、そのときには整備費用も入っておったんですが、それから22億5,000万の簿価に来るまでに、4億4,000万、その中で利息がふえてきたわけでございます。

この22億5,800万のうち、銀行の4銀行から借りているのが12億2,000万、それから市から無利子借入れをしているのが1億6,000万、それから土地開発公社がもともと運用金で持っておったのが8億7,700万あるわけです。

先ほど土地開発公社の今後の健全化の見通しの中で指標をいろいろ言われておりました。標準財政規模から言いますと、確かに12.5%と大阪府下の中では改善がされて、これは指摘されるような団体ではなく、一定での健全化はできているんですが、ただ私が気になるのは平成19年度でも2,500万補給金を出しました。これは補正予算で出しています。平成20年度も2,500万出しているわけです。毎年2,500万、2,500万ふえてくるわけです。その中で特に問題になるのが、今2,500万は何を対象にしているのかというと、12億2,000万に対してでございます、平成

20年度、これは所管が違いますから、参考だけで数値を言わせていただきますと、水道企業会計から5億借りられて、この4銀行に対して返済計画も組まれていると思っております。

こういった財政当局並びに土地開発公社の方々の努力というのは敬意を表するところでございます。

ただ、それが今年度5億を入れたところでもまだ7億2,000万銀行からの借入れがあるわけですね。余り時間かけたくないんですが、この7億2,000万に対して、先ほど言いました、たばこ税の20億4,000万も含めながら、税収が上がってきた段階で、この時期に土地開発公社に対する私は融資というのを計画的にやる初年度ではないかなというように思っているんです。それまでに1億6,000万無利子で貸しておりますが、今、銀行から、本来は今、抱えている土地を市が買い取りをして売ればいいんですけど、評価価格というのは今売っても、今の簿価価格の3分の1か4分の1かしかないというのが全国の指標にも出ています。

しかしながら、土地は持っていても私は別にいいなと思ってるんです。それに対する利子補給をいかに抑えていくかというのが課題ではないかと思っております。そういった中では今年度の水道からの5億についても、これは短期借入れだということの返済計画、土地開発公社独自では持ってないと思います。残りの7億2,000万も含めて、どうふうに今考えられているのかということをお聞かせいただきたい。

もう一度言いますが、平成20年度からが本当にこういった土地開発公社の皮切りではないか。そういったことを言っておりますのも、財政で言う今後の地方

公共団体の財政の健全化に関する法律の中での4指標の中で連結決算の赤字比率まで出していかなければならない。こういったことでございます。

今、平成18年度の4指標の数字を見る中では、今我々が改善していかなければならなかったのが、実質公債費比率であったけども、20年度、21年度公表の段階では、18%の見込みになるということで、これは努力の成果が出てきたのではないかなということで高い評価を言っておきたいと思っております。

そういう中で、土地開発公社の健全化計画、それと今まで置いておいた考え方についてお聞かせいただきたいというのが1点でございます。

それと、土地開発公社、これまで動けなかったというのも事実わかるんですよ。それに対しては過去なぜ買ったかということはやめておきます。だからこの平成20年度から土地開発公社、毎年2,500万補給金を出さなければならない部分をどうやって抑えていくんだと。

それともう一つは、土地開発公社が5筆のうちに貸している土地の収益、賃貸料、これを一般会計に入れているわけです。この考え方についてでも、私は土地開発公社が制度改正によって独自の売却もできるし、独自でも事業収益を上げられる今の体制になっているんです。それならば、そういった賃貸料も土地開発公社に入れたらいいのではないかという考えを持っています。

これに対してお聞かせいただきたい部分と土地開発公社、その部分の一般管理費がどういうふうに運営されているかということもごっつい気になりました。基金500万を定期で入れておりました。

一般会計としては四百数十万、一般会計で運用金は九百数十万でやっているわ

けです。平成18年度の支出で見ると、71万支出しているわけです。一般財源そのものも土地開発公社は底を突いているわけです。それを今まで借り入れ、借り入れの中での余剰金の中で運用をしてきたと。これが本当に適切な運営ですかということなんです。役員名簿を見ますと、理事長と監査以外は市の幹部でございます。副理事長は副市長でございますね。その中で開発公社が市の方に買い取りをしてくれとか、市はだめですとかいって、それが本当に議論をされている部分であったかということもこの10年間というのはそういった議論ができなかったうちの財政状況でございます。そういったことは置いておきますから、これからそういった議論をぜひともしていただきたいと思っております。

土地開発公社につきましては、そういったことの方の中、市当局の考え方をお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

そういった状況の中で、一方では土地開発公社もそういう状況になっている。今の中期財政見通しについて、総務部長から9件の大きな事業並びに残りのソフト面に対するこれからの苦慮の話もありました。ただ、その中でも早期に決断していかなければならない事業というのが吹田操車場、正雀の道路拡幅等々が具体的に出てきているわけですね。6月に吹田操車場跡地の方針が出てくるという中で、私はその部分も入れた中での中期財政見通しというのを早急に出していただく必要があるのではないかなと思っております。

それも冒頭申し上げましたように、財政運営をやっていく上での基本原則は、今、我々がやらなければならないのは、不良債権をいかに早目に防止をし、一方

では基金をいかに積み立てていくか。選択と集中の中で事業をどうしていくかという難しい判断に今なっているわけです。その判断をするためにも、ある事業については、目に見えてやらなければならない事業については早目に数値を出していただきたい。

これについての考え方をお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それと、一時借入金の話で会計室からもご答弁いただきましてありがとうございます。一時借入れの関係は、我々の摂津市につきましては、その一時借入金につきましては、特定目的基金から財調を含めて一時借入れをさせていただいております。限度額50億という設定をされておりますけど、今だから50億が一時借入金の限度額でいけるんですけど、平成19年度当初予算だったか、45億ぐらいだったと考えているんですね。その中で、平成19年度補正を締めた段階で、基金総額は一体どれだけになっているのか、改めてお聞かせいただきたい。

一時借入金が我々としては、基金があるから50億で許可はできますけど、ややもすると夕張市が破綻したのは一時借入れが、基金がなくて銀行から借りて、一時借入金、本来の地方自治法、財政法の中で年度内処理をしなければならない部分を、要は先ほどの土地開発公社みたいな短期証券を借り入れて、その中で利息を生ませてからやってきたのが財政破綻した夕張市なんですね。

本市はずっとさかのぼってみると一時借入金は自分ところの基金を借り入れて、単年度で返済はできている。これが今の、うちの財政のまだ強みなんです。ただややもすると一歩間違うと、市中銀行から借りなければならない事態はいつなっ

もおかしくない今の財政状況であると、私は一方では認識しているんです。

そういったことの中で、その財政運営を行っていく、資金繰りを行っていく中で、非常に一時借入金というのが気になっています。だから50億に対して、今の全体の基金が幾らあるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

あとの財政の大阪府の暫定予算に対する影響につきましては、私はこれも本会議の代表質問の中で総務部長からご答弁いただいた部分で尽きるんですけども、平成20年の大阪府の7月の動き次第では、今年度予算を組んでいる部分で、それを10億、影響額の約11億がすべてカットになるとは思いませんが、仮にそれが多少なり影響が出てきたときに、本市としては平成20年度、それでも事業を進めなければならない。それが削られた部分は来年度の予算編成で相当影響してまいります。これにつきましては、市の今の動きに対して、賛同はいたしますが、そういう状況があったときには、遅滞なく議会の方にご報告をいただくことをお願いしておきたいと思っております。これは要望で結構でございます。

市債の状況につきましては、2回目は結構でございます。

それでは、2回目のご質問を終わらせていただきます。

○山本善信委員長 角田室長。

○角田工事検査室長 それでは、工事検査にかかわりますご質問にご答弁申し上げます。

工事検査が年度末に集中している。これを是正するために工事検査室が工程表を原課より提出させ、是正できないものかというご質問でございますが、工事検査室の業務は原課からの検査依頼に基づきまして、臨時検査、中間検査、出来高

検査、完成検査などを実施いたしております。委員ご指摘のとおり、確かに平成18年度は総完成検査件数の約50%、半数は年度末に集中いたしておりました。

今後は、工事検査室といたしましても、工事着手前に工程表を原課より提出していただくとともに、できるだけご指摘の趣旨に沿えますよう是正に努め、周知してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○山本善信委員長 豊田参事。

○豊田選挙管理委員会事務局参事 私の方からの選挙にかかわりますものにつきまして、ご答弁させていただきたいと思っております。

まず1点目にマニフェストの件なんですけれども、市長選挙におけるビラにつきまして、記載内容については、先般どのようなことも記載できるようなことをご答弁させていただいているんですけども、委員ご指摘の政党等のビラにつきまして、その政党が政治活動に係る部分で選挙運動中に発行するビラにつきましては、ご指摘のとおり政党名、また候補者の個人名にかかわります部分については記載できないことになっております。

この市長選におけるビラにつきましては、大阪府の選挙管理委員会にも確認をさせていただいているところなんですけれども、1点目には大きさA4版ということで、この大きさであること。そのほか2点目には、頒布責任者、印刷者の氏名及び住所、あと3点目に選挙管理委員会が発行する証紙、これをつけなければならない。この3点を充足していれば基本的には何を書いても構わないということで確認をさせていただいております。

その記載内容につきましても、当然選挙運動にかかわりますビラになっておりますので、氏名とか、経歴、写真、その

ほか選挙運動にかかわります部分についてもどのような記載をされても構わないということで、この辺も確認させていただいております。

それと、その中で書いてはいけないという部分につきましても、先般も若干ご答弁させてもらったわけなんですけども、やはりほかの法律で違法になるような部分については、これは記載できないということで、この辺につきましてもどのような部分は該当するかというのは確認していないんですけども、ほかの法律で禁止されているようなことは記載してはだめだとなっております。

それと次に、裁判員制度につきましてご答弁させていただきたいと思っております。

裁判員制度につきましては、市の方と裁判所の方でどのような切り分けになっているかということで説明させていただきたいと思っております。裁判員制度につきましては、市の方の選挙管理委員会です業務につきましては、今回の委託で導入する予定になっておりますソフトをしまして、選挙人名簿のデータをもとにして、裁判所の方から依頼のあった人数分の名簿、これは無作為に抽出するような形の業務を市の方の選挙管理委員会の方でするようになっております。

その名簿をつくりまして、そのデータを電子媒体でCDかどのような形になるかわからないんですけども、フロッピーか、そのような形で裁判所の方に送付するというふうになっております。基本的にはこの部分につきまして、市の方でさせていただくような形になっております。

それをもとにしまして、先ほど委員がご説明していただいた流れに沿いまして、裁判所の方で該当する裁判がある時点で6人の裁判員を選ぶという形で、それにつきましては大阪府下の名簿を集めた、



その中からこれも無作為に、聞いておりますのは、1裁判につきまして約100名の人数につきまして抽出して、その中からさらにできない方、そのほか、不適切な方、ちょっと言葉は悪いかもしれませんが、そのような方を減らして行って、実際最後6人に。ちょっと補充という形でのプラスアルファもあるケースもあるということで聞いておりますけれども、そのような形で最終、これは裁判所の方ですべてしていただくような形になっております。

ただ、委員ご指摘のとおり、市の方のかかわりとしましては何らかしていかないとはいけないと思っではいるんですけれども、この辺についても私どもも裁判所の方から一定この制度についてもまだ説明を受けていない状況で、選挙管理委員会の方に依頼がありますのは、今現在、この名簿について、このような方法で抽出してやってくれという形でしか依頼がないもので、今後につきましては、同じような制度で検察審査会制度というのがあるんですけれども、それにつきましても年1回なんですけど、広報に載せたりさせてもらっていますので、そのような方向で検討を加えていきたいと思っております。

○山本善信委員長 川上次長。

○川上監査委員事務局次長 監査にかかわりますお尋ねについてお答えを申し上げたいと思います。

11日に一度お尋ねをいただきましたときに、私の方からは工事技術調査業務委託料の性格について、少し言葉が足らなかったかもしれませんがけれども、一言で申し上げればそれはいわば監査をサポートする、技術的な支えをしてもらうものだとお答えをいたしました。とりあえず、工事検査とは別のレールを走っているも

のでございますと申し上げたように思っております。

それでなんですけども、もう少し言葉を足さないといけなかったかなと反省もいたしておりますけども、具体的には工事検査の方でございまして、いろいろ検査をされる中でこれは私どもが承知している限りなんですけれども、例えば手直し工事指令というのをお出しになることであるとか、これは監査とは一味違った枠組みになっているかと思っております。

監査の方は自治法の199条というのが監査の職務権限のベースになるわけなんですけれども、そこには財務に関する事務の執行が切り口として具体的に規定をされているということがございますので、強いて、例えばご質問の中に、検査と監査はどう違うんですかということでの非常に端的なお問いもございましたんですけれども、そのあたりが検査、監査の少し性格の違いということをあえて申し上げれば、見ることができるのではないかと存じております。

最終的に監査は監査としてあるとして、監査自体について、その適宜についてどう判断するんだというお問い合わせもございましたけれども、確かに現在の市の行政機構の中には監査を監査する業務はないわけでございます。ですから、これは場合によりまして、例えば監査をさせていただいて、その結果についていろいろ評価が生じるということになったときに、例えば全国的な例を見てみますと、そのこと自体が例えば裁判所に持ち込まれて、評価の対象になるとかというようなことはあり得るのかなというふうには思っておりますけれども、直接市の行政機構の中で、監査を監査するというのを具体的にルールとして定めているものは見当たり

にくいかなと。これは例えば議会でのご審査であるとか、ご批判であるとか、住民からある意味ではいろいろ伝わってくるようなご意見であるとか、ご批判であるとか、そういうものが監査に対するご批判、ご意見になるのかなと思っております。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 職員厚生事業に関するご質問にご答弁を申し上げます。

平成21年3月に大阪府市町村互助会の方が解散をする方向で今現在動いているということは前回ご答弁をさせていただきました。現在、互助会の方からちょうだいをいたしております、整理スケジュールとその課題というところからご説明をさせていただきますと思います。

スケジュールにおきましては、解散の基本方針を昨年10月に理事会等々で決定をなされました。正式に解散をするには総会が必要ということでございます。スケジュール的には、来年の3月をめどに総会をもって解散の議決をとるのではないかなというふうに我々は考えております。

それまでの動きといたしまして、平成20年度に入りまして、互助会の方から種々担当課であるとか、職員側団体であるとか、双方いろんな状況で説明会が催されるものと理解しております。

ご質問の中で、職員が今までかけてきた掛金なり、市の方が税から負担をいただいております補給金の解散後の取り扱いについてというところでございますが、現在、大変申しわけないのですが、はっきりしたことは見えていないというのが現状でございます。今、職員の厚生を受け持つ事務局として互助会解散後、どういうことが想定されるのかというところで、今3つ想定をしております。

互助会がなくなったときには、各大阪府下市町村それぞれが各市のみで福利厚生運営をする。場合によりましては、まだ全然調整はしてありませんが、近隣市ともし何か協定ができるのであればということも想定はしております。

また、単独でする場合等々におきましても、市独自でするのか、場合によっては互助会を運営する民間の業者がございまして、その辺と連携をしてするのかなということも想定1つとして出ております。

もう一つといたしまして、職員を取り巻く環境の中で共済会なり、健康保険組合がございまして、場合によりましてはその辺に事業が互助会の方から移管をされる場合につきましては、そういうことも想定をしております。

その辺の市の方の補給金なり、掛金の動きでございまして、当然解散をされていろいろ清算をした段階で、還付が生じるようであれば市または個人に戻ってくるのであろうというふうに思います。

ただ、次の団体等々へ移行するというのであれば、その余剰金につきましては、そちらの方に回るのかなという想定もしております。現時点では想定段階のみでの状況でございますので、今事務局が独自に想定をしておる状況であるということでご認識をお願いしたいということでございます。

事務局として、職員厚生の基本的な考えということでございますが、やはり地方公務員法の中にも地方公共団体は職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないという一行が入っておりますので、それを担当いたします人事課としてはできる限り実施していきたいということで考えております。

ただ、やはり職員互助会となりますと大阪府下団体がすべて入っておられますので、当然スケールメリットでいろんな厚生事業ができる。市のみになりますと、やはり750名という前後の職員の数でございますので、その中で可能な限りはしていきたいと思っております。

掛金の動向でございますが、厚生会につきましては市と職員、5割5割で運営しております。互助会におかれましては、来年度は市の補給金として給与の1,000分の3、個人側として1,000分の6というのが今予定をされておられます。この辺の状況を見きわめながら、来年度、互助会の動きを見きわめて、また職員厚生会の中で平成21年4月からの職員厚生事業について種々検討をしていただきたいと考えております。

○山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 土地開発公社に關します件でございますけども、委員ご指摘のとおり、本年度末で簿価におきまして約22億5,000万円の土地を保有しております。金融機関の借入れが約12億強あるということでございます。

委員ご指摘のとおり、こういったものの利息の軽減、負担の増をいかに防ぐかということで、先般もご答弁いたしました水道等からの借入れ、また市からの補給をさせていただいたということでございます。

先般の答弁で若干、不十分な点がございましたので、水道部の方から借り入れております件でございます。あえてここで申し上げさせていただいたらありがたいと思うんですけども、水道部から5億借りることによりまして、本市土地開発公社、金利が今金融機関から1.875%で借りておりますものと水道の方は今まで5億円を定期利息で0.45%でお

預けになっておりましたので、これを足して2で割るということで、1.165の利息をつけるということにいたしました。このことによって、公社といたしましては、年間約378万円の利息負担の軽減、水道側としましては定期預金を預けているときよりも約年間で357万5,000円の利息増、収入増ということになりますので、双方が金融機関に利息を払うぐらいであれば、市内部での利用を高めるということでさせていただきました。

ただし、先ほど委員ご指摘のとおり、短期借入れではございます。しかしながら一挙に返せと言われて返せる計画を確かに持っておりません。水道の方からも非常にその点を当初は指摘されましたので、市の方との協議、財政部門との協議の中で、万が一、水道の準備金等で必要な場合については必ず市の方で責任を持つということを一筆入れさせていただきまして、お借りしたということでございます。

いずれにしても、土地開発公社としては非常に水道部にご迷惑をかけましたけども、ありがたい話になったのかと思います。

また2,500万円を利子補給として入れている件でございますけども、本体を当然借入れを削減することも大事なことでございますけども、まずこの2,500万円を金融機関に借りますと、この2,500万円に対してもまた利息がついてくるということになりますので、とりあえずそういうことも防ぎたいと。2,500万円を1.875で借入れますと、年間40万から50万円ぐらいの負担増がふえてくるということもございまして、そういった削減効果もねらってさせていただいたということで、土地開

発公社の立場としてはこういうのはぜひ継続をお願いしたいと思っております。

あと土地の賃料を市の方に入れていたというお話がございます。確かに千里丘のもと駐輪場跡地用地を24時間パークに貸しております。それが年間約900万強の賃料が入ってきております。これを公社ではなく市の方に公社から使用貸借でお貸しをいたしまして、それを市の方が契約をし、収入を収益しているというのはご指摘のとおりでございますが、確かに若干いびつな形になっております。これは当初、平成15年に始めましたときに、公社よりも本体の方へ入れた方が財政が非常に厳しい状況でしたので、いいのではないかとのお話もございまして、行ったことで、今後、2,500万をいただくことになるように財政は大分好転してまいりましたので、これは公社の方へ戻せるかどうか。相手方のある話でございますので、検討してまいりたいと考えております。

それとあと公社の一般の事務経費等についても70万程度年間使っておりますので、これにつきましても鑑定料でありますとか、フェンス代でありますとか、そういった工事費も含めまして、できるだけ節減するように努めてまいりたいと考えております。

あと公社の土地につきまして、この5か所をどうしていくのかということもございまして。今までは市の買い戻しを待つということで、非常に消極的に市が買えと言ったんだから、そのまま待っていて買い戻してくださいという立場をとってきたのが現況かと思っております。

しかしながら、そうとも言うていられませんので、事業用地、公園等の用地は売ることはできませんので、代替地等となっております部分につきましては、公

社直売、その段階での差額、損金が出ますのでそれをどう処理するかということも含めまして、公社での直売についても考えていきたいと考えております。

私の方からは以上でございます。

○山本善信委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 補正予算後の基金の状況でございますけれども、一時借り入れたしております基金については財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金、いわゆる主要基金と申しているものがございまして、今補正後の実質現在高は46億6,300万円となっております。

それから、中期財政見通しのあり方というご質問であったかと思っておりますけれども、昨年6月に地方財政健全化法が施行されまして、これが21年4月より本格適用されます。その中に第3条というのがございまして、これが健全化判断比率の公表ということでございまして、健全な自治体でございまして、実質赤字等4指標の健全化判断比率を監査委員の審査に付しまして、その意見をつけて議会に報告し、公表することを義務づけております。いわば議会の皆様方、そして市民の皆様方に財政指標を開示することで財政運営について互いに緊張感を持っていくということではないのかなと考えております。

こういった法の趣旨から申しますと、予算審議をいただく前に議会の皆様方に少なくとも予算化された事業は組み込んで一定の財政指標はお示ししていかなければならないのかなと考えております。

ただ、決算数値ではなく、予算の数値に基づいて数値を出していくといたしますと、先日大阪府の暫定予算のとおり、財政収支見通しというのがございましたけれども、そこにも、大変荒いという断

り書きがありましたけども、そういったことになってこようかと考えております。

これが19年度決算からの法としては施行となりますので、6月の補正予算時に間に合わせることはできるかということとは確約はいたしかねますが、中期財政見通しのあり方を検討してまいりたいと考えております。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 それでは、私の方から補足答弁させていただきます。

まず、土地開発公社の健全化でございます。土地開発公社の抱える最大の課題というのは巨額の借入金でございます。これを縮減することがすなわち土地開発公社の健全化というふうに言えます。もちろん土地開発公社は地方公共団体から、摂津市からの依頼に基づいて先行取得したものでありまして、巨額の借入金は買い戻しが滞ることによって生じたものでございます。

基本的には摂津市が買い戻しを行えば、課題はすべて解消することになります。しかしながら、現在の財政状況から考えますと、短期間ですべての土地買い戻しというのは非常に困難でございます。

平成20年度の予算でございますが、款1、議会費から始まりまして、款12、予備費まで、それから32項がございます。120目がございます。それにまた節がございます。それで多額な金額を要は予算計上しながら、しかも財政調整基金あるいは公共施設整備基金等々で、基金の繰入金で7億1,373万2,000円、これで初めて予算が組めました。これを土地開発公社の分を当初予算から見込みますと、また基金の繰り入れが多額になってまいります。

先ほどご指摘ありましたように、標準財政規模に占める割合、12.6が平成

18年度末の数字でございます。これは府下平均でいきますと22.2でございますので、比較的健全化の進んでいる団体であるのかなと思っております。

そういう意味では、先送りにどうしてもなってしまいがちでございます。先ほど課長が言いましたように、財政状況を見てということでございます。それから決算見込みを見込みますと、当然今の時期、今回の補正にもお願いしていただきますように不用額は出てきます。その折に基金の積み増し、あるいは基金の取り崩しの減、それから公社の買い戻しがもし可能であればそういう処置も今後考えていきたいと思っております。

それから、中期財政見通しの方の関係でございますが、中期財政見通しの方はあくまで指数ということでご理解をお願いしたいと思います。必ずやこの数字どおりに変遷していくというふうには我々は思っておりません。過日の答弁でも申し上げましたように、いろんな税制度によってそれぞれ数字が狂ってまいります。

一番最近の分では、昨年9月にお示しをさせていただきましたけれども、その中で市税収入も当然今回上げている分で数字が変わっております。それから建設事業費も相当変わっております。そんな中での見直しを毎年させていただきます。ということで中期財政見通しを出しておるんですけども、それも先ほど言いましたように、確たる根拠というものも余りないのが現状でございます。

その中で、いろいろ事業を実施していく判断としては、今現在、基金はこれだけ残っておりますというような判断の中でまた皆様方にご審議お願いしたいと思っております。もちろん事業を1つずつ実施していけば、基金残高が減っていくということになりますし、また我々としま

しては、基金のみならず市債やあるいは他の財源手法がないかというようなことを検討しながら事業推進ということになるかと思えます。

いずれにいたしましても、課長が言いましたように、9月ぐらいには当然中期財政見通しを出しますけれども、それまでに事業費等々がある程度判明をいたしましたら、何らかの形で皆さん方にご提示をしながら、またご議論をお願いしたいと思っております。

○山本善信委員長 三好委員。

○三好委員 絞って質問させていただきます。

総合行政委員会の監査委員の関係で、工事技術調査業務については、やはり行政内における監査に対する監査業務はできないけども、裁判を含めて云々というものについては、それは余りにも答弁として過激ではないかなと思っております、それにつきましては、そういったことについての業務の精査をしていくというのが一定の適切な答弁ではないかなと私は思っております。

それについて、要は気になっているのは今後、公表される財政手法の中で連結決算方式になっていったときに、公会計の中で、例えば今、監査事務局長が土地開発公社の中の監事として入っておりますが、一定こういったところも精査していかなければならない時期が到来してまいります。現時点においてはそこまでの指摘はしませんが、そういった視点で業務を見直していただきたいというように思っております、そのときに発生してくるのが、外部監査制度というのが導入されてくるわけです。外部監査制度は私が言うまでもなく、地方自治法の第252条の28の中で、外部監査をできる方々につきましては、弁護士、公認会計士、

それと国の行政機関における会計監査における行政事務に従事した人、この3者によって外部監査というのが認められるわけですね。

今言っている工事調査という部分が、監査と調査と検査というのが定義がなかなかないんですよ。定義はあってもなかなかわかりにくいという表現に変えます。

だからそういったことがこれから時代の趨勢の中で、外部監査制度まで導入してこなければならぬ時代が到来しますので、これ以上言えませんが、改めて平成20年度の中で一定精査、私の質問が間違っているのだったら間違っているといつてまた決算のときにでもご回答いただいたらいいんですが、一度そういった将来来るであろう、その時代のときを見据えた中で、一定整理をしていただけたらと思っております。

例えば、監査というのはことし15万予算計上しているわけですね。今年度の事業計画を見た中で、これを導入したときは大規模工事にかかわる、そしてまた複雑な事業にかかわる部分について、技術調査をしていきたいというのが事の発端なんです。これが制度化したときにも私はこういった質問をさせていただきました。そのときに、技術力はうちの摂津市にないのかというようなことも言わせていただいたし、これについては人材の育成も含めながら、監査が15万の予算を計上しながらどこに入札して、どういう条件でそのところを指名しているのかわからへんし、15万円というのがもともと予算として必要だったのかどうかかわらないような事業を抱えておいたら指摘されたときにはのど詰めますよと言っているんです。だからこれ以上答弁は要りません。20年度で一定検討して間違っ

ていない動きならば、そのまま投資していただいても結構ですし、万が一間違っているんだったら、来年度では見直していただいけませんか。こういったことを意見として申し上げさせていただきます。

それから、財政につきましては、これまで取り組んでいただきました、総務部長を初め、財政課のこれまでの献身的な取り組み、これは財政だけでなしに、政策を含めて全庁挙げて取り組んできたところにつきましては、敬意を表しておきたいと思っております。

これまでSup30から財政の健全化計画等々やっていきながら、思い起こせば17、18、19年、これが赤字再建団体になるかもわからない。こういったことをこれだけ安定した財政まで持ってきていただきました。ただ、これに甘んじることなくやらなければならないという中での質問でございます。

我々は議会としてでも今問われているのは地方分権の中で権能と議会のチェック機能でございます。そういった中で、議会としてでも中期財政見通しに対して、どういった事業に対してどれだけの予算を投資しなければならないというのを見ていくのが議会の立場でございます。そういった意味では、その事業が6月が、市長の市政方針でありましたように、決断しなければならない事業を見据えております。その予算が出るまでに財政当局としてはそれは入手はされていると思しますので、この平成20年度の当初予算は、我々としては了としながらでも補正の中で大きく変化が生じるわけですね。その変化の対応のためにも中期財政見通しを早目に盛り込んでいただきながらローリングしていくことについては、私は了解しています。そのときに数字を出したからといって、これで固めるわけではな

いんです。それには変化が生じて当たり前なんで、ただし同じ共通の土俵に立って同じ土俵の中で議論していくためには、そういった資料が必要だと思っておりますので、その辺よろしくお願ひします。

それと土地開発公社の件で言うているのは、莫大な今の借金の中で、指標としたしましては、確かに数値から見る摂津市の土地保有状況の中での健全化というのは大阪府下の要は標準財政規模から保有量を割った部分でいけば、摂津市は12.6%、それから平均でいけば22.2%の中です。これは塩漬け土地を見ているだけであって、その中に他市の場合で金融機関とか民間にどれだけ借りているかというのはこの指標の中では見えませんね、私が持っているデータでは。

例えば、ある市は標準財政規模が129億6,400万のところで、現在簿価が226億9,300万の市もあります、175%。もう一つ南の方のところでも122億5,700万の標準財政規模で127億7,800万の簿価があります、104.3%。全くないところもあるんですが、土地開発公社を解散していているところもありますけども、そういった中で、大事なものは、僕はこういった考え方を持ってるんです。土地は持っておってもいいやろと。売れるときに売ったらいいやんかと。ただし、それに公的資金が民間に流れないように今考えなければならぬのと違いますかということの中で、一方では、1億6,000万の無利子の一般会計から投入した分も評価させていただきます。そして、水道からの5億を借り入れて、利息利子を相殺して運用金でやっているやつも、これも評価します。しかしながら、残りの7億2,000万の処理をどうしていくんですか。これについてはまだ一千数百万を

毎年金融機関に支払いしなければならないんです。まさに今、この部分を一般財源から投入をする時期と違うかなと。ただし単年度でやれとは言いません。3年計画、5年計画の土地開発公社の健全化に対しての計画を組んでください。

先ほど総務部長が言っている財政運営の中で確かに公債費を借りがえも入れながら多額な63億4,000万ことは支出しております。それこそ膨大な款、項、目、節までいったときにはそれぞれ必要な予算を組まなければならない。わかります。今年度の予算での繰入金7億2,500万、市債の38億5,800万、私はその部分のそういった繰り入れ市債を発行していく部分の中だったら、例えば市債で1億というのは目的外使用だから発行はできないから、そういった意味合いの中で繰り入れを1億仮にふやしながら、土地開発公社に無利子で貸し付けが可能ならば、毎年1億もしくは2億、土地開発公社の方に投資をしていった方がいいのと違うかなと。それでないと毎年2,500万、一般会計から土地開発公社に支払いし、銀行にそのうち一千数百万払わなければならない。10年で1億なんかすぐに来ますよ。

それが出てきているのが実際のこれまでの簿価の中で、この5つの遊休地、実際にどんな変化が生じているのかというのが原価が平成元年、平成3年、平成4年、それから平成6年の5か所あるわけですね。平成元年の土地というのが1億1,411万だった土地がいろいろと銀行での短期借入れをしながら、我々のところからは見えない、帳簿の中でしか見えなかった部分が現時点において1億7,933万、まさに6,500万まで膨れ上がっているんです。この5筆の中でトータル、最初の原価が18億921

万4,352円だったのが、現時点の簿価が22億5,266万2,739円、すなわち4億4,344万8,387円まで膨れ上がったんですね。

それが今後また2,500万ずつのうちの一千数百万を民間に持っていくということをおいかにこれから検討していくか。

私は冒頭申し上げたように、こういった議論ができる財政力になったということも十分認識した上で今、質問させていただいております。

この辺についての考え方を聞きたいんですが、ただ本当に土地開発公社の役員、それときょう座っている方々のトップクラスの方々が一緒なんで、土地開発公社は土地を買ってくださいとか、行政はちょっと待ってくれとかではなしに、表裏一体の中で本当に健全化に向けて取り組んでいただきたいということが本音でございます。

その中で、一般管理費が71万、年間ずっと出ていくわけですね。聞くところによると、理事長は本来は報酬をもらってでもいいような立場だけでも、財政が厳しいから本当にボランティア、無償でこられているというふうに向っております、そういった精神も大事にしながら、今の現時点でいけば、現預金、これは貸借対照表からしか見えませんでしたけども、現預金が952万7,430円、うち定期預金が500万、一般会計で繰り入れできるのが利息を入れて453万3,000円、この中で運営をしなければならないのは今土地開発公社の実態なんです。

これを71万ずつ使用したときに、この一般管理費の経費そのものすら出てこないですね。だから土地の貸付金の900万ぐらいは土地開発公社の方に入れてもいいんじゃないかという考えを持って



いるわけです。その中で、土地開発公社を解散しろとは言いませんよ。土地開発公社の独立していただくために、それぞれの会計の独立ということを考えていったときに、そういった手法も必要ではないかと。もっと言わせていたら、8億7,700万、これは土地開発公社としたら本来やったら運用益を抱えておいたら10億になっているんです。それを市が早く買ってあげるから先行で買っておいでくれという信用取引で、さあ買いなさい。ところが18年間もほったらかし。12年間もほったらかし。民間企業やったら完全に倒産しているし、そこの2億円の損害賠償請求まで民間だったらこられますよ。そこで8億7,700万も塩漬けとして消えてしまっているのだから、だからその辺は過去の経緯であって、だからそういった現象が今度ならないように、今度努力しましょうと。

奥村部長が言うているように、平成12年の本当に公債費のピーク、ああいった時代を我々も迎えたくありません。だから、その部分の中で幾らだったら単年度で出せるんやと。平成20年は2,500万の補給金だけでとどめてもいいです。21年度からは1億なら1億、7年間でこの民間から借りている部分は償却しますと。その中で私はたばこ税の運用も含めて活用をしていく必要があるのと違うかと。だから臨時財源は、本来だったら僕は使用目的があって、議会の許可を得た中で使っていくのが本来のあり方だと思う。だから当初は基金に積み立てたらどうやという議論もしました。今はこういう議論の中で、土地開発公社の不良債権をいかになくしていくか。

この点について、部長もしくは副市長からご答弁いただきたいと思ひますし、副理事長だし。

それともう一点は、一時借入れが第4条で50億の制限があります。今、基金は46億なんですよ。だから1回目の質問でさせていただいた質問は、50億というのは累積額の50億ですかと言うたのが、最高限度額の50億であって、そのときにまだうちは基金46億しかないから、まず借入れ限度額というのは今持っている予算よりは上目のやつを組むのが当たり前だと思いますけども、46億を一時借入れを一発でやったときに、上限の50億まで、先ほどのご答弁だったら毎年50億から55億、それは累積でいったら平成18年度決算見たら、一時借入累積は68億ありました。だから、一時の分の50億までは達していませんけども。

そういったことについて、要は僕は基金ももっと貯めておかないといけないだろうなとは思ひますけども、その一時借入れの50億のあり方というのが、僕は今の基金残高に基づくやつが1つと、もう一つは国からの補助金から、もしくは税徴収の動向による4月スタートで、2か月間でお金が入ってないのはよくわかりますから、その分の運転資金からいったときの本当に第4条の50億は適しているのかということについて、改めてご答弁いただきたいと思ひます。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 それでは、土地開発公社の健全化について再度ご答弁申し上げます。

過去、それぞれ土地開発公社の健全化については、手がけてまいりました。平成13年から17年にかけては、土地開発公社の健全化計画に基づきまして、起債を借りながら、それぞれ年次割で買収をしてまいりました。14億5,800万の買収で、その分は金融機関からの

借り入れを縮小しております。

それで、ご質問の中にあっただけども、いわゆる土地の部分について保有をするのか、あるいは売却するのかなどという問題も当然出てまいります。現実的な対応といたしましては、未利用地の整理はしていかなければならないというふうに思っております。

今の状況でございますと、当初の買収価格よりも相当下回った価格で売却ということが当然出てきますけれども、我々、財政預かるものとしたしましては、こういう土地をずっと将来抱えておるということになりますと、当然、固定資産税も入ってきませんし、将来利用する用地はそれはそれとしましても、利用する予定が全く考えられないというような用地については、当然整理をしていきたいというふうに思っております。

それから、今現在は22億5,266万、簿価としてあります。このうち先ほどご紹介ありましたように、土地開発基金、それから公社の準備金約10億円強ございます。我々といたしましては、22億円まず解消ではなしに、12億円はやはり解消していきたいと思っております。といいますのは、先ほどの土地開発基金や公社の準備金、これで簿価が支えられるのであれば、金融機関の借り入れは当然なくなってまいります。まずそういうことを第1段階の目標としてやっていきたいというふうには思っております。

その1つの手段としては、やはり土地の整理とそれから財政余裕が出てくれば、当然年次割で購入をしていくというのが当然のことだと思いますけれども、ただ、先ほど言いましたように、それを計画的に計画をつくりましますと、当初から予算計上していかなければなりません。そういうことになりますと、基金の取り

崩しが膨大になり、また他の事業も当然手がけていかなければならない事業がメジロ押しでございまして、全体の財政状況を様子を見ながら、個々の部分について手をつけられるのであれば、そういう手のつけ方をしていきたいと思っております。

○山本善信委員長 副市長。

○小野副市長 公社の問題について、今日まで三好委員ご存じのように、内部では相当議論をしております。その議論をする中で、やっと17年度決算ベースで見た場合に、簿価が約22億と府下平均の大体半分以下ということで、今ご指摘がありましたように、近隣市で標準財政規模の1.84倍とか、1.1倍だとか50%とか80%とかいうことから見れば、今日まで努力してきたと評価していただいております。

今言われましたように、この議論の中で、過去のことは問わないということでおっしゃっていただきましたが、総務部長言いましたように、思い切ったことを言ったと思います。未利用地の売却と。そうしますと、当初なぜその土地を買ったのかと。そこに何があったのかと。なぜそういうようにされたのかと。こういうことを内部で議論する中で、1つは財政が非常に厳しい中で、その議論をしたときにはなかなかできないということで今日まで来たと。そういう意味では、三好委員の方から具体的に明らかにしていただいたということは、非常に重たいなと受けとめたいと思います。

それで、今後その関係と中期財政見通しが大きな議論になるなど。したがって、財政は生き物でございまして、今年度の税収は202億は平成9年の202億に匹敵する最大の市税収でいったと。ところがこの14年から15、16、

17と大体172億から173億で走っておった。この差は実に30億の差を持っておるといふこととございますから、そういう今後の税収の見通しもあるし、平準化債はことしも11.7億計上しましたけども、来年度12億で、もう発行しないといふことを言っておりますから、大体20.5億のたばこ税も、うちの規模だったら6.5億ぐらいかなと。大体14億でありますから、奨励金抜くと11億、これが22年で一応時限条例が終わると。こういうことも一度きちっと整理した上でといふことで、この公社問題も私どもとしてはここまでぼちぼちといろいろ内部で議論しながら、総務部長は非常に厳しい中身を我々も今日聞いてまいりました。市長も私も。その中で努力してまいりましたので、今少し具体的中身といふことで方向、方針といひますか、そういうものがこういう方向でいきたいといふことで、杉本次長も言いましたし、総合的にもう一度考えた上で、市はこういう方向で22億を消していきたいといふ形はお示ししなければならないといふことを肝に銘じておきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それともう一つ、問われておりました吹操跡地の問題でございまして、市長の答弁では、取得位置、規模について検討しているといふことと、都市計画決定までの7月ごろにはその具体の土地の取得について決めた上で、7月中には意思決定を行いたいといふこととございまして、これはこのとおりの中身でありますから、6月議会にお願ひしなきゃならないといふようになります。駅特との関係もありますので、私どもは可能用地は5.5ヘクタールといふように見ております。減歩がありますから、60%減歩と見ておりますので、大体これが今まで議会等

でお示した4万2,000円ぐらいだったのではなからうかと。ところがこれを入れますと、23億といふ数字が生まれてまいります。その中で、どれだけのものを取得をするかとなつても、その額は単位は2けたになるのは間違いないと思ひます。

なぜこれをやるかと言ひますと、私どもは1つ秩序あるまちづくりとまち並み形成のためには、市がもつべきであるといふのが1つ思っております。

それから、もう一つは、横にあります4.5ヘクタールの正雀処理場問題。これとの整合あるまちにするためには、市の主体を持つべきである。そうしなければ民間にばらばらのまちにされると。南千里丘のような地区計画といふのはまだ考えておりませんが、市が主体を持ってここに道路を入れると。その条件をしてまちづくりはしなければならないといふのが基本的に思ひます。

もう一つは、私は将来は一部であるかどうか、売却はありきと。きれいにまち並みの形をつくった上で、売却もありきといふことを入れないと、この問題は処理ができないのではないかと思っております。

いずれにいたしましても、それだけの財源手当が必要でございまして、私の気持ちとしては、数多くの事業がありますから、多分6月議会でお願ひしたとしたら、材料は整っていないのではないかと。正雀の問題はどう動くんだと。正雀も大体十三高槻線の正雀工区の完成の27年度までにやるとなれば、大体20年度から25年度ぐらいになってまいりますから、それらは約8億と申し上げました。そういったことを具体的に、ある程度お示ししない限り、議会としては判断する材料がないと。多分そこが三好委員言

われた情報公開、同じ基盤に立つからちゃんと出してこいよと、その上で議論しようやないかということでございますから、私どもは8月で数字は動きますから怖いんですが、ある程度、吹操跡地を買うとなれば、他の事業との整合性、年割、南千里丘にいたしましてもご存じのように、あれは新駅負担と区画整理しか入れておりません。コミュニティプラザ、福祉会館撤去、境川の埋め立て問題、あれらも入れた上で、今少し早い段階で6月議会に出すのであれば、その具体的に議論できる資料はお示しをすべきということを思っていますので、内部で総務部長と十分詰めまして、そういう議論をした中で、一定の6月議会に吹操跡地の買収と。お示しするのであればそのときの資料としてきちっと議論できる材料ということを含まれた上で、処理を今後進めてまいりたいと考えております。

○山本善信委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 一時借入金の限度額50億円の根拠ということでございますけれども、先ほど答弁申しましたが、19年度の資金繰りといいますか、一番多かったのは19年5月1日から6月1日ということで、これはまさしく税収が入る前のああいふ間の資金繰りとしてこの時期最高で32億4,700万円になったということでございます。これは、たまたま基金がございまして、その基金から借り入れたものでございます。

基金から借り入れますと、利率も市中金利に基づいていますけれども、安く入れられる。それから基金から借り入れますと、今度基金に利息がありますので、基金としての資金運営もできておるといふことになろうかと思えます。

それで、この50億円と基金というのはたまたま利息の軽減ということで基金

から借り入れておりますが、その基金残高とこの借り入れ限度額とは必ずしもリンクしないと考えております。過去におきましては、近年基金から借り入れて、そういう節減しておりますが、過去におきましては、金融機関から借り入れまして、資金ショートのないように運営しておったということでございますので、ご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

○山本善信委員長 三好委員。

○三好委員 るるご答弁いただきましてありがとうございました。

財政当局並びに土地開発公社についての副市長からのご答弁含めて、共通認識に立っているということは非常にありがたいと思えました。我々議会がそういった目線の中でチェック機能を働かせていきますが、ただ全体の財政運営については、当局の方から提示もいただきたいと思っております。それぞれ問題が山積しておいて、どの部分を選択し、集中してから、基金を活用していくかというのは、本当にこれからの争点になってくると思います。平成20年は、土地開発公社の健全化も含めて、中期財政計画も含めてまたご提示をいただくことをお願い申し上げて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○山本善信委員長 暫時休憩します。

(午前11時47分 休憩)

(午後 0時57分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

三宅委員。

○三宅委員 それでは、これまで三好委員、村上委員、野口委員、それぞれさまざまな観点からの質疑があり、また代表質問、その他これまでのさまざまな議論を踏まえた上で、質問をさせていただきます。

まず、歳入の法人税についてなんですけれども、さきの三好委員の質問等の中にもいろいろご説明ありましたけれども、例えば企業のパーセンテージ、100割合がある中で、Aの企業が例えばそのうちの2%を占めているであるとか、そういった点のデータは収集しておられるのかという点をまずお伺いいたします。

次に、人事課になると思うんですけども。予算概要の13ページに一般事務事業の中で特別職報酬等審議会委員報酬というのがありますけれども、これは14万5,000円ですね。この当該年度は市長選挙が予定されておるんですけども、この状況下で開催の予定はあるのかという点と、それと研修についてなんですけど、この今回の市長の市政運営方針等にもありますが、カフェテリア型の研修であるとか、管理職を対象とした研修、そういったものをさまざまに運営されていることと存じ上げますが、しかし、現在は情報化が進んでおりまして、さまざまなビジネスの世界ですとか、そういう点ではいろいろな研修体制や概念が誕生しております。

例えば、最近よくビジネス雑誌に載っておりますのが、「地頭力」というものでございまして、これは一言で申し上げると論理的創造力とでも申しましょうか、そういった概念がただいまビジネス書籍のコーナーなどでよく見かけております。

また民間企業の場合ですと、日本版SOX法、金融商品取引法なんですけれども、その関係で内部統制というのが非常に議論されております。そういった観点からも研修等に組み込んでいくべきではないかと思うのですが、この点の見解をお願いします。

続きまして、秘書課の広報に当たろうかと思うんですが、予算概要で申し上げ

ますと、19ページになりまして、広報事務事業、備考欄で広報せつのお知らせ版であるとか、市内地図等の作成をしておられる、これは重々承知しております。その配布方法等、いろいろこれまでに検討を加え、また紙面等にも改良を加えておられることは承知しております。

この3月15日号の広報におきましては、時代の流れに沿った形といいましょうか、文字の配置、大きさの変更がなされていると伺っております。この点、今後例えばさらに広報紙面をお知らせ版と15日号と合わせた方向性を既にお持ちであるのか。またこの配布方法につきまして、例えばシルバー人材センターと連携をしていくような考えはあるのか。

それと市内地図に関係いたすことでございますけれども、市内のハンドブックみたいなものを、外国語、英語や韓国語等ありますけれども、そういったもので作成する意図は今お持ちか。といいますのは、確認させていただきましたが、摂津市内にも在日の韓国人の方が人口比で申し上げますと、1%弱おられるとのことですので、そういった方々にも目を向けるべきではないかと考えます。

続きまして、予算概要で申し上げますと20ページの会計室になりますけれども、こちらは、確か先だって、会計管理者制度というのができまして、さまざまに内部で変更があったかと思うんですけども、この制度の変更等、ただいまは2007年問題に端を発します大量退職が始まる。今年度であっても34名の方が定年を迎えられると、ここにいらっしゃる管理職の方々にも該当の方がいらっしゃいます。こちら会計室も恐らく該当されると思うんですけども、この会計の変更であるとか、制度の変更、またこれまで摂津市でお住まいになられた中で、例

えば感想であるとか、今後こういうところに気をつけていただきたいといった点があれば、一言お願いいたしたいと存じます。

続きまして、情報政策の所管になりますが、予算概要で25ページになります。このたび基幹業務オープンシステムが稼働になりまして、いろいろさきの質疑の中でも議論されておりましたけれども、セキュリティ等の面で非常に考え方を変えていかなければならない点が出てこようかと思えます。それはもちろん先ほどの質疑の中にあつた考え方でもありますし、また今までのシステムとこのたび新しくシステムが変わるといふその違いも踏まえての話であるのではないかとも思えますし、またやはり先ほどの質疑にもありましたけれども、個人個人の認識の話にもなつてこようかと思えます。情報政策の立場として、そういった点、どのようにして今後広めていくのか。

また、ページは若干戻るんですけれども、18ページに地域情報化事業というのがございまして、こちらには電子自治体推進協議会の負担金というものがございまして。これは昨年度と比較しまして、増額になっておるかと思うんですけれども、この電子自治体というのは摂津市だけの話ではないと思つたので、ほかの市や自治体と連携をしていく必要があるのは承知しておりますが、摂津市が望むことと他市が望むことが必ずしも一致するわけでもないと思つたので、そういった現状をどうとらえておられるのかお伺いいたします。

次に、女性政策に関してなんですけれども、予算概要27ページで、情報収集・提供事業、男女共同参画社会に向けた情報の収集・提供という項目を計上して42万9,000円計上しておられます。

これまでもいろいろそういった努力をしてこられていることは承知しておりますが、例えば、他課との情報の連携であるとか、例えば配布物の構成であるとかそういった点も視野に入れていくと費用対効果の面からも有効であろうかと思うんですけれども、この点、どのようにお考えでしょうか。

続きまして、選挙管理委員会のご所管になろうかと思うんですけれども、先ほど来、選挙制度であるとか、投票率の話であるとか、いろいろ議論が交わされてきております。このたび、市長、市議会議員補欠選挙の事業が計上されておまして、4,103万6,000円、これが結果としてどういう投票率と執行金額になるかはいまだに想像の域を出るところではありませんけれども、投票率を上げるには我々の努力というか、政治の場からの努力も必要であるかと考えてはおります。

その中で、市民啓発といった点について、これまで選挙管理委員会としてどのように考えて実行してこられたか。総合行政委員会の事務局の中でもこのたび定年になる方があつたと伺つております。これまでの経験を踏まえて、今後の対応等、ご自身の考えをいただきたく存じます。

最後に消防本部の点になるんですけれども、予算概要で申し上げますと、100ページになります。こちら消防総務課ご所管、一般事務事業の中の大阪航空消防運営費負担金というものがございまして、これ自身、出初め式で見かけるヘリコプターのことであろうと思うんですけれども、この航空部隊がどのような活動で摂津市とかかわつておるかというご説明をいただきたいと思つたので。

その次に、102ページの消防署のご所管で、指令・通信事業の中にあります

緊急情報システム等保守管理委託料1, 288万9,000円ですけれども、最近よく話題になります病院との連携を取る情報端末かと思うんですけれども、どのような活用がなされておるのか。それと救急の現場として、例えば、救急救命士の処置範囲であるとか、病院との連携であるとか、こういった点で消防の立場として何か考えておられることがあれば、そして平成20年度に向けていろいろ予定があれば教えていただきたいと思えます。

そして、これまでもいろいろ議論のありました危険物の規制ですね。実際、予防活動というのはやはり市民にとって、ちょっとした意識の啓発になりますので、先日の防火フェアー等、ああいった市民との触れ合いの場を通じて、地域住民の防火の意識の高揚を図るため、努力していただいていることは承知しております。

またその志をそのまま引き継いでいただきたいと思えます。消防本部におきましても、このたびは定年を迎えられる方があって伺っております。皆様、これまでの経験を踏まえ、今後の摂津市の救急活動等、また自分の経験から一言ございましたらお願いいたします。

以上で1回目終わります。

○山本善信委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 20年度の予算で法人市民税の歳入予算の積算のパーセンテージ、またデータはあるのかというご質問につきましてご答弁申し上げます。

法人市民税につきましては、関係します法人件数でございますが、約3,000社でございます。そのうち、法人税割を納税いただいている企業は1,400社でございます。過去5年間の本市での法人税割決算額の推移でご説明をさせていただきます。

平成14年度では、法人税割でございますが、14億4,300万円、15年度で14億4,500万円と余り変化はございません。平成16年度では18億100万円と前年度に比べまして24.7%の増となっております。平成17年度では、20億1,600万円、前年度に比べまして11.9%の増となっております。平成18年度では、24億5,600万円でございます。前年に比べまして21.8%の増となっております。

この内訳で納税額の上位10社の構成を見てみますと、平成14年度では構成比は41.4%、そのうち上位5社でございますが、38.2%となっております。平成18年度に至りましては、上位10社の構成比は50.4%でございます。そのうちでも上位5社につきましては、45.4%となっております。

このことから、本市の法人税割の増減につきましては、上位5社の業績の動向に大きく左右される状況であるといえます。法人市民税の法人税割につきましては、景気の動向によりまして増減いたします不安定な財源でございます。最近の経済情勢を見ますと、米国のサブプライムローンの問題や原油高、また円高、株価の下落等によりまして、先行きは不安な要素はございます。このような状況の中で、本市の上位5社のうちの中でも数社の業績につきましては、新聞報道などでは8期連続の最高益の更新や2007年4月から12月までの経常益が39%の増など、その好調ぶりが報道されております。

これらのことから、平成20年度の法人市民税の法人税割の当初予算額につきましては、前年度に比べまして、3億4,400万円の増、率にしまして13.7%増の28億6,000万円を計上させ

ていただきました。

○山本善信委員長 ご答弁いただく前に申し上げますが、今、退職者云々で今後の見解云々の話が質問者からありましたけれども、その部分は全然関係なく、20年度に向かってどういった見解をお持ちなのかということについての予算化された内容についてのご答弁ということにしてお答えいただきたいと思えます。

東角課長。

○東角情報政策課長 情報政策課にかかわります3点につきましてお答え申し上げます。

まず、2番目にご質問のありました電子自治体推進協議会の負担金についてでございますが、平成20年度391万9,000円、これは対前年度比で69.29%、増額金額が160万4,000円となっております。他市とのいろいろやり方も変わってくるのではないかとご質問でございますが、まず金額が上がりました理由は、大阪府で共同で使わせていただいておりますL GWAN、ローカル・ガバメント・ワイド・エリア・ネットワークと申しまして、総合行政ネットワーク、国と大阪府、あるいは都道府県、それと市町村の中で専用で使わせていただく回線でございますが、その経費が5年のリースが終わりまして、6年目に突入するということで、今回大阪府内43市町村共同でかえるということで、お話がございました。ただ摂津市だけが反対をしておりますので、うちの場合は7年最低使うので、あと最低でも1年以上は今のものを使わせてほしいという話を実はして、非承認ということで結論を一たん出したんですが、反対している市がうちだけということで、ほかへ迷惑がかかるということで、ぜひともご協力いただきたいということで、やむを得ず増額、渋々

でございますが、承認ということにさせていただきます。

ただ、前回は700万ぐらいの経費が投入されておりました、今回は500万ぐらいで経費そのものは大阪府43市町村ということで少なくなっておりますが、先ほどのご質問でもありましたように、摂津市はちょっとやり方を変えておまして、うちの場合はざっと400万ですが、他市はざっと600万、596万7,000円以上ということで、43市町村中、37市が実はその金額をうちよりも200万多いと。平成19年度までにおきましても、よその市はうちよりも300万多い金額を毎年払っておりました。

うちは目指す方向が少し議会でもご答弁申し上げますように、1つの選択肢としては大阪府電子自治体推進協議会の方針もでございます。それから今、かなり難しい話になるんですが、ASP方式と申しまして、そういうすぐれた技術を汎用的に使えるものを機械を導入せずに貸していただく。機械を持つとランニングコストもかかりますし、メンテもかかりますし、また人件費もかかりますので、そういう方法が1つございます。それからもう一つは、大手ベンダと協力してタイアップして、開発していくというその3つの方法がございまして、今のところ大阪電子自治体推進協議会ですと、電子申請するだけで5年で3億5,000万ほどかかるということが大体わかっておりますので、うちはできれば10年で1億ぐらいまでの金額でできれば抑えたいと考えておまして、ちょっと方向性は他市とは異なってしまうかと思えます。

それから、もう一つ、いろいろな情報のネットワークが張られた場合について、情報の共有化というものが起こるという



ことについてのご質問でございますが、これも少し先になるんですが、今回1人1台体制ということで、パソコンが10年を超えているものが8割を超えておりますので、これを3年かけてやっていく中で、ネットワークシステムそのものも安全で、しかも広範囲で利用できるようなものを現在、検討しておりますが、これも多分他市とやり方が違いますが、多分うちがやれば全国的な方式に変わるのではないかと期待しているやり方でございますが、その方式を用いまして、将来的に財務会計なり、電子決済システムなりというような、あるいは文書交換システムというようなものを検討していきたいというように考えております。

それから、新システムを導入した場合の情報セキュリティについては、どのような周知の方法、あるいは技術的な方法がありますかというご質問でございますが、まず技術的なものは以前三宅委員からもご質問がございましたように、他市に先駆けて副市長の方から平成14年度には業務系の情報セキュリティを導入いたしております。それから、それを受けまして、平成17年度でございますが、摂津市の情報セキュリティのレベルはどれくらいあるかということも第三者機関による外部監査を受けておりまして、これは平成18年の3月末日現在では、大阪府下で5市しか受けておりませんが、その結果、摂津市ではまず1番目に一番問題になる、これはどこの市も同じですが、危機管理意識というもの。それから2番目には、インターネット時代に応じてウイルス対策。3番目には、アクセス制御、IDやパスワードの設定、これは副市長が助役の時代にももちろん設定されておりますが。それから、最後にデータを暗号化してほかの者が容易には見れ

ないような仕組みという4点の指摘を受けております。それに基づきまして、平成20年度以降については、改良していこうと考えております。

それから、人的なものにつきましては、毎年平成17年度から年2回の管理職、理事者、あるいは一般職の研修をいたしておりますのと、平成18年度以降については、新規採用者の情報セキュリティ研修も行っております。

技術的なものにつきましては、住基ネット、公的個人認証、緊急時対応訓練というようなものが必ずございまして、それにつきましては、今のところすべてクリアしている状況でございます。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 それでは、人事課に係りいたします2点のご質問についてご答弁申し上げます。

まず、特別職報酬等審議会委員報酬の件でございますが、現在、予算組みといたしまして、委員7名、3回を開催する予定で予算を計上させていただいております。審議会委員のお役目といたしましては、議会議員の報酬、政務調査費、市長、副市長の給与額についてご意見を述べていただくと。大きく申しますと、恒久的にこれらの額を改定する場合に、その会を開催を求めるというふうに解釈をいたしております。

平成20年度市長選ということでのご質問でございますが、今年度平成20年度それらの点について、恒久的な額改定の動きがあれば、それに備えて予算組みをさせていただいているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、研修全体のあり方の中でのご質問でございますが、平成18年3月に策定いたしました人材育成基本方針

に目指すべき職場像、職員像を載せております。お互いが問題意識を持とうと。それで何かを学ぼうとする学習風土、所属長がリーダーシップをもって発揮していける職場をつくろうと。職場の目標、目的を明確に示していこうと。またこれらを共有していこうと。職員全員が課題に対して積極的に取り組んでいこうと。気軽な雰囲気でも自由に話ができる職場を目指そうと。コミュニケーションが十分図れる職場も目指していこうと。このことを掲げております。

委員がお話でございました地頭力に関してでございますが、昨今、民間企業におかれましては、インターネット時代でございますので、情報についてはたくさん入ってくる。ただ、情報を持っているだけでは優位ではないという動きの中で、その情報をいかに取捨選択して、付加価値をつけて業務に生かしていくという動き、創造的に考える力、地頭力ということに注目しておられるということは認識をいたしております。

私どもも情報については、インターネットを通じて、日本全国の各団体の情報も入ってまいります。情報を得るのは簡単な時代になってきておりますけれども、その情報をいかに付加価値をつけて、市民サービスにつなげていくかということは委員がご指摘のとおり職員として地頭力というのは必要な力ではないかと考えております。

内部統制のところでございますが、目指す職員像といたしまして、所属長が職場運営を円滑に進めるためのリーダーシップを発揮していける職場ということになっております。やはり内部を統制するということは、総合計画なり、小さく言えば事務事業なりを同じ方向を持って職員が市民サービスにつなげるために取り組む

というところにリンクされていくだろうということだと思います。ということで、当然、内部統制をしていく力も職員としては必要な力になってこようと思います。

今後作成いたします人材育成の実施計画にその辺を網羅できるような形で、策定し、人材育成に取り組んでいきたいと考えております。

○山本善信委員長 橋本参事。

○橋本秘書課参事 それでは、まず広報紙の文字のサイズの大きさについてのお問いについてお答えいたします。最近日刊紙の方では、読みやすく目に優しい紙面づくりをということで、文字を一段と大きくされる傾向にあります。

そういった傾向の中で、15日号の広報紙についてですが、18年の7月に9段組みのうちの1行の文字数を13文字から12文字に変更しております。今回、3月15日号お届けしている分なんですが、1行11文字に変更したところで、1文字あたりの大きさにつきましては、約21%の拡大を図ったところでございます。

なお1日号なんですが、イベントなどの情報を多く掲載しておりますことから、前回18年のときには文字を拡大することはしておりませんでした。しかし今回15日号との文字の大きさにかかなりの差が出ますことから、今回の同時作業で4月1日号で文字を拡大してつくっていきたくないと取り組んでいるところでございます。

続きまして、広報紙の配布とシルバー人材センターとの関係でございますが、広報せつお知らせ版については昨年7月から民間業者による全戸配布を実施いたしました。この全戸配布導入に際して、広報では近隣市の導入状況を調査いたしました。配布方法を切りかえてから、一

定定着するまで、混乱が起こった事例も確認いたしておりまして、また委託している業者についても近隣市の状況では、民間業者もありましたし、シルバーがされている市もあることを把握いたしておりました。

しかし、シルバーの採用については、メリットといたしましては、地域情報に詳しいことが最大のメリットでございます。また、逆に配布漏れに対するシルバー事務局の対応、これは土曜日、日曜日なども含めた配布漏れの対応ということでは、そういった点を考慮いたしまして、本市で初めて実施するに当たりましては、経験を積んでいる民間業者で導入に踏み切ったものでございます。

ただ、市としましては、市側といたしましても、この全戸配布のノウハウを積む中で、一定期間後にはシルバーが業者選定に参加できるよう話し合いも続けていきたいと考えております。

続きまして、3点目です。ハングル語等の記載の関係でございます。まず、ハンドブック的なことで言いますと、先に平成12年度にハンドブックは作成して以来、本市では作成いたしておりません。今回、予算計上しております市内地図の関係についてですが、先日の答弁でも申し上げましたとおり、全面改訂を予定しております。ただ限られた紙面、スペースの中で公共施設の利用案内など、市民生活に必要な部分の情報について、外国語表記もできるかどうか、研究して作業を進めてまいりたいと考えています。

仮に表記できるとしたときに、ハングルだけでいいのか。英語も必要かどうか。他の外国語はどうかなどについてもあわせて検討を加えるべきだと考えております。

○山本善信委員長 杉浦局長。

○杉浦選挙管理委員会事務局長 ただいま、投票率をアップについての僕の思いですとか、どういうことに取り組んできたかというご質問がございましたので、私の方からお答えさせていただきます。

投票率アップというのは、私たちにとっては一番気になるところでございまして、いろんな対策を講じております。その中で特に啓発に関しましては、広報でのPRもありますし、チラシの配布とか、ポディパネルをつくったり、のぼりをつくったりということで、各市がやっていることについてはほぼすべてが我々もやっております。

ただ、私が職員にいつも言っておりますのは、ただ現在やっておることをベストと思っただめだと。何か新しいこと、改善すべきことがあるのじゃないかということは常に申し上げておりまして、それによって今回、予算に上げております期日前投票所の増設分初期設定委託料、これにつきましては、期日前投票所というのは1か所は必ず期間中、朝の8時半から夜の8時までオープンしておかないとだめなんですね。増設分についてはこれはそういう規定はございませんので、例えば日ごとに場所を変えるということも可能になってくるわけです。

現在考えておりますのが、増設は3か所考えておりますけれども、それを常時開設するということになりますと経費が4倍かかるということになりますので、それを少しでも安く上げるということで移動式の期日前投票所というのを今、現在考えているところです。

これについては大阪府もですし、各市においても初めての試みですので、非常に注目されているということです。

ですから、いろんな方法は考えられるんですけども、常にどうしたら今よりも

よくなるかということを考えながら、これから取り組みをする必要があるのではないかと考えております。

○山本善信委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 それでは、女性政策課に係るご質問にご答弁申し上げます。

ただいま三宅委員より男女共同参画に関する情報配信という点から他課との連携ということでご提案をいただいたものと理解をしております。男女共同参画の推進につきましては女性政策課のみで担えるものではございませんので、例えば他課が市民に向けて情報配信をされる機会を活用し、男女共同参画の理念の普及に努めるなど、今後とも関係課との連携に努めてまいりたいと考えております。

○山本善信委員長 阿久根室長。

○阿久根会計室長 そうしたら会計室にかかわりますご質問にお答えさせていただきます。

まず、会計室を取り巻く制度につきましては、先ほど委員もご指摘のとおり、地方自治法の全体の見直しの中で大変変革しております。平成17年4月におきましては、収入役の事務を助役が兼掌する制度、それと昨年4月には収入役にかわる新しい会計管理者制度と、そういうふうに制度的に変わってきております。

特に、課題等につきましては、短期的には昨年10月ゆうちょ銀行が民営化され、これにかかわります手数料の問題、振り込みの関係、そういう問題をまだ抱えておりますので、これの解決、協議が必要になってこようかと思っております。

それと長期的にはこういう少ない体制でございますので、支出命令書等のペーパーレス化の取り組み、それと各課と連携した収納事務、電子化による収納事務、これも長期的に考えていかなければならないと考えております。

ただ、日常적으로おきましては、公金の重みを十分認識しながら常日ごろの事務に当たるといようなことが必要ではないかと考えております。

○山本善信委員長 明原参事。

○明原総務課参事 大阪航空消防運営費負担金にかかります消防ヘリコプターの活動実績というお問いをいただきまして、それにつきましてご答弁申し上げます。

本市におけます消防ヘリコプターの活動実績でございますが、防災演習等での本市消防との共同訓練、また淀川での水難事故捜索、火災予防運動などでの上空からの音声での広報、また消防出初め式等での式典でのメッセージ投下など、訓練、消防活動、広報などでの実績がございます。

また、最近では、平成18年12月に発生いたしました正雀地区での火災現場におきまして、上空から火災また消防活動の状況の映像を撮るといったような活動をしていただいた実績もございます。

付加的な活動実績といたしましては、平成17年の数字になりますが、保有ヘリコプター2基の合計数字でございますけれども、災害で26回、訓練で121回、広報で30回、調査で59回、その他60回で合計296回、計293時間35分というような報告がなされております。

今後につきましても、消防ヘリコプターの活動が有効であると判断するような消防活動の際には、ヘリコプターを要請するなど、その積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

○山本善信委員長 北居課長。

○北居警備第1課長 それでは、消防署所管のご質問にお答えいたします。

まず、緊急情報システム等保守管理委託料についてであります。これは通信指令台に組み込まれております各種パソ

コン並びに周辺機器の管理委託料でありまして、大阪府が運営しております医療機関の情報システムとは別のものがございます。

次に、救急活動についてであります。まず二次救急医療機関の受け入れの悪化につきましては、今や国レベルの課題でありまして、本市におきましても一部現実的なものとなっております。このことについて、消防としてどのように対応しているのかというご質問でございますが、ご存じのとおり、この救急医療体制は消防行政の力だけで確立されるものでは決まらずに、法律や制度、都道府県の保健医療計画により策定されているものがございます。

そのような中で、消防といたしましては、緊急医療情報システムの有効な活用はもとより、現場救急隊が医療機関に対し、直接受け入れ要請を行うなど、時間の短縮に努めているところであります。

また、大阪府や二次医療圏の医師会との各種研修会、協議会に積極的に参加し、医師会との連携保持に一定対応しているところでございます。

○山本善信委員長 水田課長。

○水田予防課長 それでは、予防課に関するご質問にお答えいたします。

予防課は現在2事業、予防活動推進事業、危険物規制事業を所管しておりますが、この2事業ともほとんどが事務執行経費でありますので、ここ何年かほとんど同額の予算となっております。

しかし、ご存じのとおり、現在住宅用火災警報器の設置に向けての取り組みが最優先であると考えております。そのためにも、今後とも啓発に全力を傾注してまいりたいと考えております。

また、防火対象物及び危険物施設への立ち入り等による指導並びに違反の是正

に今後とも努力してまいりたいと考えます。この変化の激しい現在の社会情勢におくれないよう、また、違反是正等を的確にこなすためにも課員への教育派遣等も必要と考え、積極的に推進してまいりたいと考えております。

○山本善信委員長 稲田消防長。

○稲田消防長 市民の安全と安心を確保する消防業務の視点から、今消防が抱える課題につきましてご答弁を申し上げたいと思います。

近年、災害や事故の大規模化、市民ニーズの多様化、社会環境の変化等によりまして、消防を取り巻く環境は大きく変化をいたしております。さきの本会議におきまして、多くのご質問をちょうだいいたしました。その1つは、消防の広域化についてであります。

大阪府は先般、平成20年1月末に消防広域化推進計画案を提示いたしました。府下6つのブロックとなりまして、本市は北摂地域7市3町で構成されましたわけであります。このことは平成24年度をめどに対象市町によります協議会によりまして、議論が進められることとなります。市民にとりまして、決してサービスの低下につながらないよう、慎重に協議を進める必要があるものと考えております。

2つ目は、先ほど答弁にもありまして、救急搬送の現状についてであります。

近年の急激な高齢化社会の進展を初め、市民意識の変化や医療技術の高度化に伴いまして、救急需要は年々ふえる傾向にございます。このうち軽度の傷病者は全体の約62%を占める結果ともなっておりまして、このことが重篤な傷病者の迅速な搬送を困難にする結果にもつながっておりというふうと考えております。

救急車の適正な利用につきまして、今後細かく啓発してまいらなければならないと考えております。

このほか、平成23年度に向けました消防無線のデジタル化に伴う指令台整備計画や消防車両の更新計画、住宅用火災警報器の平成23年度設置の義務化や消防団の活性化計画など、課題は山積をいたしておりますが、人づくり、物づくり、事づくりに向け、しっかりと取り組まなければならないと思います。合わせて議会の議員皆さんの一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

○山本善信委員長 三宅委員。

○三宅委員 若干複雑な質問になりましたかと思いますが、ご答弁いただきましたありがとうございます。

人事の研修体制と報酬審議会の件でございますけれども、昨今情報といえますものは多様化と多量化が問題となっております。これについてどのような対応ができるかが、今後の重要な人材育成の課題となっております。こようかと思っております。

さきの情報政策の方よりもご答弁がございましたように、セキュリティの問題とあわせまして、これは人材育成に関する今後の重要な指標となり得ると考えております。その点を十分の考慮いただき、今後の計画策定等に当たっていただければと思います。

また、昨日マスコミ報道で大阪府の橋下知事が朝礼を行っているというニュースがございました。朝礼ではございませんけれども、午前中の始業のころあいに、本日の達成しなければならない目標であるとか、達成すべき目標、例えば5時15分にきっかり終わるであるとか、そういったテーマを所属長、課長なり部長が

通達、皆に指示を出してそれに向けて皆が協力、一致団結して仕事に取り組むというような方策も団結を深めるといふ点では考えられるような感もいたします。そういった点もご検討くださればと思います。

次に、広報体制でございますが、それぞれにおきまして一定前向きな進行があるというご答弁をいただきました。

広報につきましては、言うてすぐには変わるものではないとこちらも認識をしておりますので、しっかり計画を立てた上で、市民のニーズ、利便性、これらに資する制度づくりをお願いいたしたいと存じます。

そして情報政策ご所管のセキュリティ面の変化や電子自治体推進協議会の項目でございますが、やはり摂津市と他市との意見の違い等があるとのことでございました。

今後、電子自治体が進んでいくにおきましては、やはり回線のぐあいであるとか、インストールソフトの違いであるとか、そういった点からもいろいろな意見の違いが出てこようかと思っておりますけれども、本市として主張するべきところは主張し、取り入れるべきところは取り入れ、もって市民ニーズに資する制度づくりに向かっていただきたいと思いますと考えております。

次に、女性政策課におきましても、先ほど他課との連携という内容のご答弁がございました。さまざまな点から意見を収集し、それを活用する必要があると考えますので、その点よろしく願いいたします。

そして、消防でございますけれども、ヘリコプターに関しまして訓練や広報等、また正雀火災においては実際に出動があったということをご承知いただいております。

今後、こういった消防ヘリ、あるいは関係は別になりますけれども、ドクターヘリ等、そういった迅速さの観点からもさまざまなニーズが出てこようかと思えますので、そういった点からもご検討くだされば幸いです。

次に、緊急情報システムでございますが、府の医療情報システムとはまた別問題ということでございます。

これにつきましては、それを了解いたしましたして、救急搬送につきまして悪化中であると。本市でもさまざまな課題が山積しておるとの答弁でございました。

やはり消防につきましては、昨今非常に厳しい現状をさまざまなマスメディアが伝えております。これは本市だけで解決する問題ではございませんので、副市長や市長がさまざまな場において他市との連携等を考慮していただきたいと考えております。

そして、法人税の構造につきましてご説明をいただきました。この税構造をかんがみますと、上位にひどく依存している現状は把握できたかと思えます。

ごく最近の話でございますが、日清食品が10月をもって本社機能を東京に移転させるというニュースがございました。仮に本市でも同様の事例が起こりますと、これは非常にダメージを受けるのではないかという感じもございます。

そこで、本市は法人税への依存が他市より若干高いということでございますので、常々、副市長がおっしゃいますような都市としての総合力、これが非常に重要かと思えます。個人市民と法人市民という観点から申し上げますと、例えば、個人でありますと、大阪市が行っておる新婚世帯への補助でありますとか、池田市が行っております子育て支援策等、見習うべき施策もあろうかと思えます。ま

たそれに例えば企業が協力くだされば、都市としてのイメージが上がり、結果、都市としての総合力も向上しようかと思えます。この点、副市長から何かアイデア等ございましたら一言お願いしたいと存じます。

そして、ただいま管理職の皆様よりこれまでの経験等から今後の課題へのお話をいただきましたが、これをお伺いいたしましたのは、その方しか把握できていない、もしくはその方が経験の上で積んだものがあるというふうな点から、それをここで皆様に共有していただきたいからの思いでございます。

若干、この場で発言するということは不適切であるかもしれませんが、それをご承知の上、ご理解をいただきたく存じます。

○山本善信委員長 副市長。

○小野副市長 都市の総合力と申し上げて、基本的には新総計の中で山口参事が言いましたように、絵にかいたもちになってはならないと。財政、政策との一致が必要だということを強く意識をした形になりたいと思っております。

今言われました、確かに本会議で申し上げましたんですが、間接福祉から直接福祉という流れがあることは事実であります。例えば、出生率は日本はまだ1.4だったと思うんですが、フランスは2.0まで回復したと。何をしたかといえば、聞き及んでおるのは子育て世帯に対して、思い切った現金給付をしているということで、上がったとか。スウェーデンなんかは思い切った育児休暇、父母ともに例えば60日でしたか、80日を与えて、なおかつ上限は360日、合計440日の育児休暇を与える。そのうちの8割までは有給であると。しかも女性が職場復帰したら何の不利益も受けなくて、その

状況で復帰ができるとか、それでスウェーデンは1.7に上がったとかということもありますから、私はこれは市で行えるものというのは限りがあるのではないかという気がしてなりません。

今回、国なり府なりが1つのきちっとした国としての少子社会をどうとらまえて、きちっと出してくるか。そこに国、府との補助の関係内で市がどう動けるかということが大事ではなかろうかということが気になっております。確かに大阪市の場合には、新婚世帯家賃補助等あります。ただ新婚世帯が、それも摂津の場合は以前から一定資産力を持たれた場合は外に出られるという傾向が今も続いているとするならば、子育て世帯でそういうものを家賃補助をしたときに、一定の資産力を持ったときにまた、山が恋しい、川がということになったときに、茨木市、吹田市等々に出ていかれるということもあるわけですから、これは経常経費との点から見まして、検討はしてまいります。慎重にやらないといわゆるばらまき福祉の形にもなりかねないというように思います。

したがって、そういうことの中で、今回、全国市長会が求めているのは参考になると思うんですが、平成20年度予算で、次世代育成支援対策施設整備交付金を平成20年度予算で137億出したということでございます。これが総額を確実に確保しなさいということと、地域の実態と利用者のニーズを踏まえて、厚労省、文科省、内閣府に対して全国市長会が平成20年度に出してまいります。

もう一つは、全国市長会が言っているのは、保護者の子育て支援手当、保護者の出産育児、16歳以上の子どもの教育資金の借入返済等についての税制上の優遇措置をぜひとも講じられたいと。こう

いうことも出してまいります。

これは流れ的には厚労省が平成19年12月に子どもと家庭を応援する日本重点戦略ということを踏まえて、子育て支援に関する事業法を検討していくと、そういうことであるならば、全国市長会としてはそういうことをきちっとやってほしいと。私はそういう国に対する形も非常に大事ではないか。やはり国が責任を持って、まず日本の少子施策をどう位置づけをするか。その戦略があって、市町村がある。市町村にできることはこの状況の中では限りがあるのではないかと、いうことを思っております。

それからもう一つは、検討するようには言っておりますが、隣の市では企業立地促進条例をつくりました。それで、隣の市はご存じのように、多くの企業が抜けております。そういったことに危機感がありまして、その企業立地支援委員会、これは各部長が入っておるんですが、これで企業回りをして、設備投資をした場合は一定の5年間なら5年間、2分の1の固定資産税を減免しましょうとか、土地を取得した場合については一定しましょうとか、相当頑張っている経過もござります。

したがって、私も一定それは限りはありますが、いいまち並み形成も含めまして、その税目をいかに上げられるかということは他市に、たまたま隣の市にいい例がありますので、そういったことも含めて今検討させておりますけども、こういうことができるのであれば、そういう優良企業を立地し、そこに働く雇用を生み出すということでの検討をしようということで、そういうことを考えておりますので、そういうことがまとも次第、関連して議会にもお知らせをし、ご議論賜りたいということをおっしゃると



ころでございます。

○山本善信委員長 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時57分 休憩)

(午後2時 再開)

○山本善信委員長 再開します。

議案第28号の審査を行います。

補足説明を求めます。

稲田消防長。

○稲田消防長 議案第28号、摂津市消防団条例制定の件につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、昭和61年以降、これまで据え置きでありました消防団員の費用弁償を改定するとともに、現行条例で規定しております消防団員の任用を含む、その他身分的取り扱いに関する事項につきまして、条文の整備と字句の整理を行い、国が定める消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例準則に準拠し、本条例の全部を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。

第1条は、本条例の趣旨を定めるもので、消防組織法を受けて、本条例で規定すべき事項等を明確にするものでございます。

第2条及び第3条は、消防団の設置名称及び定員等を規定するものでございます。第4条は、消防団員を任命する場合の基準を規定するものでございます。

第5条は、消防団員となることのできない欠格事項を規定するものでございます。

第6条及び第7条は、消防団員の分限及び懲戒について規定するものでござい

ます。

第8条から第11条は、服務に関する条項につきまして、条文を整備するものでございます。

第12条は、消防団員に対する報酬に関しては本市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の規定により支給することとするものでございます。

第13条第1項は、火災出動等に係る費用弁償を規定するもので、近隣各市町の現状や昭和61年以降、改定がなされていないこと等を考慮し、費用弁償の対象となる出動等の区分と額をそれぞれ改正するものでございます。

額につきましては、火災の場合、現行2,000円を3,000円に、災害の場合1,600円を3,000円に、警戒及び訓練の場合1,300円を2,000円にそれぞれ改めるものでございます。

同条第2項は、支払いの方法等について規定するものでございます。附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第28号の補足説明とさせていただきます。

○山本善信委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

村上委員。

○村上委員 今回、消防団条例を制定されるということで、主に消防団員さんの費用弁償の額の改定と条文の整備ということでお聞きしました。

その中で、現在の条例と比較いたしまして3点ばかりお聞きしたいと思います。

まず1点目は、第2条、今回改正をされようとしております2条のところ摂津市に消防団を設置することが記載をされておるんですけども、今の条例

におきましては、この消防団を摂津市消防本部内に置くということが記載をされております。その分が今回のところにはないということです、その辺で消防団を設置するというものの、場所の指定についてどうお考えなのかということで1点目お聞きしたいと思います。

消防団のことで、現在の条例におきましては、第1条第2項のところ消防団員を統括する必要上、これを4地区に分割することができるということに記載をされておまして、現実的に4地区で考えておられると思うんですけども、その中で特に新しい制定されようとしております消防団員の定員が360以内ということであるんですけども、この中で現実4地区、それぞれで、ある程度消防団員を確保されておられると思うんですけども、この4地区分割するということが今回のところではないということです、その辺で市全体としての消防団員を確保ということになるのかなということで、ある意味でそれぞれ安威川以南、以北というような形、場所場所で若干の人数の偏りというのは考えられるのではないかと懸念がされましたので、お聞きいたしました。

3点目は、消防団長の任命の件で、現在の条例では消防団の推薦により市長がこれを任命しということで書いてあるんですけども、今回の新しいものにつきましては、消防団長の任命の件が記載されていないように思われますので、この辺はどう考えておられるのか、この3点をお聞きしたいと思います。

○山本善信委員長 明原参事。

○明原総務課参事 今、村上委員からご質問のありました3点につきまして、順を追いましてご答弁させていただきます。

まず1点目でございますけれども、現行

条例では、消防団本部の設置について規定しておったが、新条例では本部の場所の規定については抜けているのではないかと。どういうことですかというお話なんですけども、これにつきましては、先ほど消防長の補足説明の方でもありましたけども、まず消防組織法を受けまして、条例で定めるべき事項は条例で定めると。規則で定めるべき事項は規則で定めると。それ以外のものについては、規定等で決めていくというような改正手法をとらせていただいています。その結果、条項の構成にまで及ぶために全部改正したというのが本筋でございまして、具体的に申しますと、旧条例の消防団本部の設置につきましては、第1条消防団を設置し、消防団本部を摂津市消防本部内に置くということで規定しております。新条例では、消防団の設置のみを書いておまして、この本部の設置につきましては、これは摂津市消防団の組織等に関する規則というのがございまして、これを合わせて4月1日で改正を予定しておまして、こちらの方で本部の設置は同じような表記の方法になりますけども、摂津市消防本部内に置くというような規定をしてまいります。

続きまして、第2点目でございますけれども、現行条例でこれは第1条第2項になります、統括する必要上、これは4地区に分割すると。この内容につきましては、新条例では定めておりません。これにつきましては地区の分割につきましては、消防団組織の問題ということで先ほど申し上げました摂津市消防団の組織等に関する規則、これを一部改正いたしまして、同じような表現で規定していきたいと思っております。

そこで、問題で指摘いただいております分割しない場合は全体での360名

になるんですかというご質問なんですが、引き続き分団の方には従前から慣例的な定数を定めておりました、その慣例的な定数に基づきましての配置をお願いしております。また分団長も十分承知していただいておりますので、現在と同じような方向で配置はできるものと考えております。

続きまして、3つ目のご質問でございますが、消防団長の任命のお話です。旧条例の第3条になろうかと思いますが、消防団の推薦により市長が団長を任命するという、新条例では消防組織法第22条の規定により任命するという、ことと書かせていただいております。

消防組織法第22条の中身を紹介させていただきますと、消防団長は消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団団長以外の消防団員は市町村長の承認を得て消防団長が任命するという、ことと、法律に規定をしておりますので、条例では割愛させていただいているという内容になっております。

○山本善信委員長 村上委員。

○村上委員 ご答弁ありがとうございます。そういった先ほどご答弁があった中で、今回条例から規則へ移行されるような文面もありますよということですので、大体的には変わりませんというお話でした。そういったのはしっかりとやっていただきたいと思います。

それと一点、要望としてお願いしたいんですが、費用弁償の改定で、火災なり警戒なり訓練という形での費用弁償が改定されましたということでございます。そういった中で、この訓練におきましても1,300円から2,000円に改定されたということもございますので、その辺で要望として聞いていただければと思います。

その要望といいますのは、小学校区単位で防災訓練等々があるかと思うんですけども、その際に、当初打ち合わせ等々から地元の消防団員の方々からのお知恵、経験というものも含めて訓練が反映できるようなことでの出席みたいな形でできればなと思っておりますので、それはまた検討していただければと思います。

○山本善信委員長 三好委員。

○三好委員 上程されております議案第28号について質問したいと思うんですが、まず中身に移る前に、今の村上委員の質問をされた状況で、これから規則に基づいて定義をしていくという部分について、今審査しているのは新旧の条例で審査をさせていただいているんです。その中で旧条例で、現行条例の中で、条文を削除した部分が規則にいくならば、この場所においてまず規則を提示いただきたい。

委員長、そういったご提案をさせていただいて、今、我々いただいているのは条例の現行から改正案について参考資料として、それもきょういただいた状況でございます。まず規則に変更されているんやったら、どこの部分がどういうふうに規則に変更されているのか。それがないと次から仮に私が質問していったら、その条文によっては規則に移行しておりますと言われて審議ができないと思いますので、委員長の方でまず整理をさせていただいた中で、次に私は質問したいと思います。

○山本善信委員長 暫時休憩します。

(午後2時12分 休憩)

(午後2時57分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

明原参事。

○明原総務課参事 それでは、消防組織法に定められております項目のうち、条

例で定めるべき事項、また規則で定めるべき事項についてご説明申し上げます。

まず、消防組織法におきまして、条例で定めるべき事項につきましては、消防団の設置、消防団の名称、消防団の区域、消防団の定員、消防団の任用、消防団の給与、消防団の分限、消防団の懲戒、消防団の服務、消防団の公務災害及び消防団員の退職報償金でございます。

一方、規則で定めるべき事項とされておりますのは、消防団の組織、消防団員の階級、訓練、礼式、服制、これについては規則で定めるべきものとされております。

それぞれの項目のうち、現行条例及び改正条例の構成で条文を追って記載している位置について説明申し上げます。

まず、消防団の設置でございますが、現行条例の第1条で書いておりますものを改正条例では、第2条第1項に規定しております。

なお、現行条例の第1条のうち、消防団本部の位置及び4地区の分割につきましては、規則の方に規定しております。

次に、消防団の名称でございますが、現行条例の第1条に規定しております分を改正条例の第2条第2項に規定しております。

次に、消防団の区域でございますが、これは現行条例には規定されておらずでして、改正条例では第2条第2項に規定しております。

続いて、消防団員の定員でございます。こちらは現行条例第4条に規定しておりました分を改正条例では第3条に規定しております。

続いて、消防団員の任用でございますが、現行条例第3条に規定しておりましたものを内容を同じくして改正条例第4条及び第5条に規定いたしました。

続いて、消防団員の給与でございますが、現行条例につきましては、第12条に規定しておりました分を改正条例では第12条から第13条に規定しております。及び本市の特別職の職員で非常勤のもの費用弁償を定める条例にも規定しております。

続きまして、消防団員の分限でございますが、現行条例では規定しておりませんでした分ですが、改正条例では第6条に規定いたしました。

続いて、消防団員の懲戒でございます。現行条例第10条に規定しておりました分を改正条例第7条に規定いたしました。

続いて、消防団員の服務でございますが、これは内容を一部文言等の修正を行っておりますが、現行条例第6条から第9条に規定しておりました分を改正条例第8条から第11条に規定いたしました。

続いて、消防団員の公務災害でございますが、これにつきましては摂津市消防団員等公務災害補償条例の方に規定しております。

最後に消防団員の退職報償金でございますが、こちらにつきましては、摂津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例、こちらの方に規定しております。

以上、改正条例の構成でございます。

○山本善信委員長 三好委員。

○三好委員 どうもありがとうございます。上位法令に基づいて、本会議に条例改正がされ、そして規則の方に移管したり、それぞれの条例に分散したというやつはわかりました。

今上程されている議案第28号について質問させていただきたいのですが、第4条で消防団に任命する3項に基づく内容が書かれております。その第4条の第1項1号につきましては、市内に居住する

もの、または市内の事務所、もしくは事務所に勤務するもの、年齢18歳以上のもの、そして健康である方々という第4条で任命する条件が入っておりますが、第7条で懲戒のところ、1項1号、消防に関する法令または条例もしくは規則に違反した場合という条文が記載されておりますが、私は消防団の任命に関しては、3項目以外に最低、この法律を守らなければならないということであつたら、危険物の第4類等々、資格条件の中に入れるべきではないかなというのが、要は油火災の場合にどういった消火方法がいいのかというのは、一般常識で教育はされていると思いますが、よりそういう精度を上げていくためにも、この第7条に消防団に違反させてはならないというような観点から、そういったところも入れてはどうかなというような感じがいたしている次第でございますが、その辺についてお聞かせいただきたいと思ひます。

もう一点だけ、第5条の関連で、第5条につきましては、これは新入団、要は団員として認めた場合に、1項の4号にわたってこういう条文がなされるんですが、あと第6条の2項の中にいずれかに該当するに至ったとき、その身分を失うという条文が入っているんですが、この場合に青年後見人、または被補佐人の関係で、団員の途中でこういった病になった場合にどういった判断基準を持たれていくのかというのが気になります。この2点についてご答弁いただきたいと思ひます。

○山本善信委員長 明原参事。

○明原総務課参事 ただいまお問ひの2点についてご答弁申し上げます。

まず1点目でございますけれども、団員の任用の基準の中で例えば危険物の資格であるとか、そういうのを盛り込んでい

てはどうかというお問ひであつたと思ひます。

まず、新入消防団員さんに対する教養講座につきましては、4月にまず任命式のときに教養講座を、これは数時間でございませうけれども、実施いたします。次に、5月に三島地域での主催になりますが、消防学校の教官を招聘いたしまして、初任消防団教養訓練を実施いたします。また、消防団員さんが班長以上の幹部に昇進された際にも、同じくこの5月の訓練ですが、幹部消防団員教養訓練と称して訓練を実施しております。

一方、分団長さんにつきましては、消防団本部が毎年テーマを定めまして、これは夏場に行うのが通例になっておりますが、幹部研修会を実施しまして、その研修成果を所属団員さんの方に持ってかえってもらうという制度を実施しております。

一般法令の遵守という話になるんですけども、そちらについては特に社会的な事故とか、事件、それらが発生した際には必要に応じて消防団長から文書で法令の遵守について、特に徹底の文書を持って発するようにしております。お問ひの入団時の資格という面なんですけれども、現在はそういった資格についての配慮はいたしておりませぬのが現状でございます。

いずれにいたしましても、こういった法令遵守とか、研修の徹底については分団長を通してやっていっているというのが現状でございます。

続いて、第5条の関係になりますが、5条で欠格条項を定めまして、6条で制限要件を示しておりますが、消防団の健康状態の管理とかも含めまして、欠格条項のチェックはどうしているんやというお問ひだつたと思ひます。

消防団員の特に健康診断につきまして、7割以上の団員さんが被雇用者だという観点から、この方については各職場で、就業の職場で健康診断を受けていただいているというふうに解しております。消防団本部の方からはこの結果の追跡と、残り3割程度の自衛消防団員さんの健康診断の受診、実施状況については把握していないのが現状でございます。

過去に消防団員さんに対しまして、市民健康診断の実施ということで、促進を促すような通知を行ったことがございますが、平成20年度には医療制度の変更によりまして、市民健康診断の制度が変更されるということも聞いておりますし、消防団員に対しましても、市の特定健診、健康診断について周知をしていきたいと考えております。

また、今回特に条例で定めております消防団員の分限、また懲戒の基準の事項につきましては、副団長、分団長と情報を共有しまして、情報の共有に努めてまいりたいと考えております。

消防団員に対する情報の提供とか、周知の方法といたしましては、この3月に消防団員に対するメールシステム、携帯の一斉メールの仕組みをつくりましたので、こちらも活用していけたらと考えております。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時 9分 休憩)

(午後3時11分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

議案第29号の審査を行います。

補足説明を求めます。

杉浦局長。

○杉浦選挙管理委員会事務局長 議案第29号、摂津市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の議案は、平成19年3月22日施行の公職選挙法の改正に伴い改正をいたすものでございます。

まず、題名を「摂津市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例」から、「摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に改めますが、これは公職選挙法の改正により条例で定めることにより公費負担のできることとなりました市長の選挙における選挙運動用ビラの公費負担の規定を加えるとともに、同様に公費負担を定めている既存の摂津市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例を取り込み、一本化するものでございます。

第1条では、本条例の趣旨をうたっており、選挙運動用の自動車やポスターの公費負担に加え、選挙運動用のビラについても公費負担できる旨を規定したものでございます。

第2条から第5条では、選挙運動用自動車の公費負担について、文言整理をさせていただくもので、公費負担の手續、金額等の内容については変更はございません。

第6条から第8条では、公職選挙法の改正による選挙運動用ビラの作成の公費負担について、追加規定をしたものでございます。

選挙運動用ビラの作成の公費負担は市長の選挙のみにおいて、2種類1万6,

000枚の範囲内でできることとなっております。また、単価につきましては、1枚当たり7円30銭でございます。

第9条から第11条では、既存の選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例で定められているポスター作成の公費負担について規定したもので、公費負担の手續、金額等については今までと変更はございません。

第12条と第13条につきましては、条項の変更と一部問題の整理をさせていただいておりますが、内容の変更はございません。

附則では、第1項と第2項の施行期日等につきましては、この条例は公布の日から施行するもので、施行の日以後に告示をして行われる選挙から適用をするものでございます。

第3項では、選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の内容が本条例に含まれることから、廃止をするものでございます。

第4項及び第5項は、本条例で文言の整備を図ったことに伴い、既存のポスター掲示場設置に関する条例と選挙公報発行に関する条例においても、文言の統一と整備を図るものでございます。

以上、提案内容の補足説明とさせていただきます。

○山本善信委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

野口委員。

○野口委員 今回、秋の市長選挙に向けて、マニフェストに関する資料について一部公費助成を拡大するということがあります。他市の実施状況を1回参考にお聞かせいただきたいのが1つです。

もう一つ、先ほどの一般会計の質疑の中で説明がありまして、同じご答弁なのかもわかりませんが、もう一度、マ

ニフェストの仕様も含めてどういう制限がかかるのか。一度ご説明をいただきたいと思います。

○山本善信委員長 豊田参事。

○豊田選挙管理委員会事務局参事 まず1点目の他市の実施状況でございますけれども、この近隣で言いますと、去年の統一地方選でございました市長選挙が行われたところに関しましては、その時期に合わせて、また茨木市、今度この4月に市長選挙が行われるわけなんですけれども、その補正予算に合わせた時期に、この条例について同様な形で変更をなされているということでございます。

次に、仕様の内容についてでございますけれども、先ほど説明させていただいたところなんですけど、ピラの大きさについては長さで29.7、幅21センチ、これにつきましては、A4版の大きさになります。これの1枚もの、ピラという形になっておりますので、1枚でA4の大きさの形状となっております。

次に、ピラの表面には、必ず頒布責任者、これと印刷者の氏名及び住所、これを記載しなければならないこととなっております。これがもし印刷者が法人でありましたらその名称という形になっております。

それと、あと3点目に、この当該選挙、今度市長選になるわけなんですけれども、市長選においては摂津市の選挙管理委員会が行うわけであって、その選挙管理委員会が交付する証紙を張っていただかなければ頒布することができないということになっております。

内容につきましては、特段制限がないということでございます。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 2点目の件ですけれども、そうしますと、実際つくった時点での使い

方、大まかには想像はつくわけでありませうけれども、選挙事務所だとか、演説会場だとか、新聞折り込みだとか、候補者の音が聞こえる範囲だとか、いろんな配布の条件もあろうかと思えますけれども、それをもうちょっと詳しくご説明をお願いします。

○山本善信委員長 豊田参事。

○豊田選挙管理委員会事務局参事 ご質問の趣旨は、頒布の方法という形と考えまして、ご答弁させていただきたいと思えます。これにつきましても、公職選挙法の改正の中にございまして、方法としましては、新聞折り込みによる頒布、これにつきましては、通常の一般紙の新聞折り込みの方法という形での方法ということでございます。

次に、選挙事務所内における頒布、選挙事務所の中で訪れた方が自由にお持ち帰りができるという方法によるは頒布ができることになっております。

次に、個人演説会の会場内における頒布ができることとなっております。これにつきましても、個人演説会の会場内において、これは会場内の聴衆に、来られた方に対して頒布することができるということでございます。

最後に、街頭演説の場所における頒布というのがあります。これにつきましては、街頭演説する場所において、その聞いておられる方に頒布できるような形になるということでございます。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 もう一つ、今、個人演説会とおっしゃいましたけれども、例えば、政治団体として、例えば何々会とか選挙しますけど、そういう団体の演説会、例えば政党で言ったら、政党の演説会、個人ではなくて、そういう場合はどうなりますかね。

○山本善信委員長 豊田参事。

○豊田選挙管理委員会事務局参事 これにつきましても、これも法の規定に基づいておりまして、公職の候補者が行う個人演説会の会場内においてということになされておりますので、その範疇であると考えております。

○山本善信委員長 ほかにございませうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時20分 休憩)

(午後3時21分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

議案第5号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

三好委員。

○三好委員 それでは、2点、確認の意味でご質問したいと思えますが、1点は4ページで歳入、財産運用収入の土地貸付収入6,028万8,000円になりますが、何平米で、平米単価幾らぐらいになっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

それから、5ページの諸収入につきましても、議案第1号並びに議案第10号でもいろいろ議論をさせていただきました一般会計への一時貸付金の利息も入っていると思っておりますが、ここでの一時貸付金の額とその利子は幾らぐらいになっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

以上、2点よろしく申し上げます。

○山本善信委員長 小原参事。

○小原総務防災課参事 それでは、まず初めに、土地貸付収入の件についてお答えいたします。



現在、味舌上財産区の方で土地貸付2件をさせていただいております。場所については、1つはイズミヤの駐車場でございます。イズミヤのショッピングセンターの駐車場の一部が味舌上の財産区の土地になっておりまして、金額といたしましては、1か月あたり490万4,000円、平米単価で514円、その12か月でございまして、5,884万8,000円というふうになっております。

それと、もう1点でございしますが、岡本銘木というところにお貸ししております。これも味舌上財産区の方でございまして、これにつきましては、坪単価2,000円の60坪、月で12万円、その12か月で144万円の収入となっております。

このイズミヤ及び岡本銘木店の土地の貸し出し収入合わせまして6,028万8,000円というのが内訳でございます。

続きまして、市への一時貸付につきましてお答えいたします。平成17年4月のペイオフ制度に対応いたしまして、財産区の財産につきましては、市の方へ一時お貸しするというので、それぞれの財産区の代表者の方々と協議いたしまして、17年4月から実施しております。それぞれの財産区から合わせまして12億5,000万円余りを市の方にお貸しいたしまして、1年の定期と同じ利率ですが、0.4%、これでもって財産区の方の預金利子にさせていただいております。

20年度におきましては、462万8,000円を試算しております。

○山本善信委員長 三好委員。

○三好委員 財産区の貸付収入でのイズミヤの駐車場、もともとはアサヒビールボックスがあったときからの経緯の中で

貸し付けをやっているんですが、私が聞き間違ったかわからないのですが、坪単価514円で貸し出しているんですか。平米単価ではありませんかね。一方では、坪単価2,000円で貸して、これはある程度標準路線価格と貸し出し単価は同じぐらいなんですけど、この点、確認しておきたいと思っておりますし、万が一この坪単価514円ならば、いつから514円で推移しているのかお聞かせいただきたいと思っております。考え方によっては、財産区財産、過去の経緯があるからこれ以上は運用金としてなかなかしんどい部分があると思いますけれども、参考までにお聞かせいただきたいと思っております。

それから、もう1点の今の12億5,000万というのが年間の利息0.4%で見えていますということで、あくまでも一時貸付金ですね。これは午前中からいろいろ議論してきた行政側としての一時借入であって、それが長期にわたった分が三十数日間という部分も多くいただきましたが、この財産区の運用もそのたぐいという理解をしたらいいんですね。この点について、確認の意味でよろしくお願いたします。

○山本善信委員長 小原参事。

○小原総務防災課参事 イズミヤの駐車場につきましては、平米単価が514円でございます。1平米が514円、その全部で9,541平米でございます。それを掛けますと490万4,000円、その12か月です。

ちょっとこれは一方では平米で、一方は坪となっておりますが、今、イズミヤにつきましては10年以上になるんですが、そのときの地価を参考に算出されたというふう聞いております。

ですから、当時と比べましたら現在の

方が地価は下がっているんですけども、その辺のところはそのままにお願いしなすということで、イズミヤさんの方も出していただいています。

現状に合わせれば、もう少し単価は下がるとお思いますので、収入はもっと落ち込むと思うんですが、現状でお願いしなすということでもずっとなっていますので、それをしていただいていると、見直してないということになっております。

もう一つ、一時貸付金のことにつきましては、市の方にいつまでということではないですが、安全性、あるいは利息のことを考えますと、市にお貸しするのがいい策ではないかということで、そのようにさせていただいていると。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 財産区の部分の一時借り入れのことなんですが、これは確かに先ほど小原参事が言いましたように、17年4月からペイオフが全面解禁になりました。ご存じのようにペイオフ全面解禁になりますと、もし金融機関が倒産というようなことになれば、1,000万までしか保証されない。他の分については全然保証されないということになります。

そのペイオフの以前の方でいきますと、財産区財産、それぞれ金融機関に定期で預けておりました。それはペイオフの対策で先ほど言いましたように、安全性を考えたときに、あとは1,000万の定期預金と残るは当座預金、利息のつかない決済性預金となります。そういうことになれば、財産区財産の今までの利子収入は確保されないということが出てきます。それで財産区財産のそれぞれ役員の方とお話させていただきまして、一般会計の方で資金がショートするときには今までは金融機関の方から借りておりました。

た。その金融機関で借りますと、当然2%ぐらいの高利率で借りなければならない。そういうことがありまして、財産区財産の方で12億何がしかの金額を一時借り入れて定期預金の金利を保証して一時借り入れて借りると。その分、金融機関からは12億相当の部分については借り入れをストップすると、そんな形で一時借入金利子の軽減に努めたところでございます。

それによって、財産区財産の立場でいいますと、従前の定期預金の利息だけは確保できるというようなことで、そういう決断をさせていただきました。

○山本善信委員長 三好委員。

○三好委員 至るところの会計で、財政の苦慮していることは見え隠れして、本当に努力していただいていることについては、敬意を表したいというように思っております。

財産区財産での貸付金収入はご案内のように、この収入の20%が一般会計に繰り出されるということになっております。その中で1,205万8,000円が平成20年度も予算が計上されております。

言葉をちょっと選ばないといけないのですが、げすな見方をすれば、預金利子で市から払った部分、貸付収入と同じく収入としてみなして、本来平成20年度の収入でざっといけば6,490万円という収入と見れば、摂津市に対して20%見ると、今の1,200万よりはもっとふえるようになってくるんですけども、こういった預金利子については20%との枠外になってくるんですかね。これを最後の質問にしたいんですが、言わんとしていることは、そういった貸付収入で摂津市が利子も払い、その中でそれを収入にみなしながら、貸付収入の中で合算

をした部分で20%を摂津市に入れていただくというような運用が可能ならば、持ち出しが非常に減ってくるんですが、この辺の財政の取り方です。

もう一つ、これまでそういったペイオフ対策も含めてやっていただいていることについては、非常に感謝を申し上げたいということを一言つけ加えておきたいと思います。

○山本善信委員長 小原参事。

○小原総務防災課参事 利子収入につきましては、そういった方法でできるだけ市の方に還元できるような形でこれからも進めていきたいと思っております。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 おっしゃることは十分理解します。土地貸付収入の20%分を収入するのか。あるいは利息を含めた分を含めて20%収入するのかということなんですけども、その以前にもし財産区財産の資金を活用しなければ、12億という高い金利をまた金融機関で借りなければならぬ。そういう意味から、確かに利子はお支払いしておりますけれども、そのお支払い以前に、うちの方の一時借り入れの利息はかなり軽減できているという部分では、それ以上までに財産区の方に諸収入をよこしてくださいというのは、ちょっと言いにくいと思っております。

ただ、これも非常に長い歴史があって、財産区財産、これから長い歴史の中でどういうふうに移して行くのかというのは、非常に悩ましい問題がございます。財産区財産という過去の歴史を引きずりながら、各役員さんが財産管理という部分では、そこに思い入れが違いますし、我々としたしましては、1つはこういうふうにご諮りしながら、議会に審議をしていただきながら財産区財産とい

う公会計としての財産区財産、それと各財産区の方々の意識の部分のずれがありますので、そこは当然、私どもの方が諸収入を手につかむようなことがありましたら、また市との信頼関係も失ってしまうのではないかと。いずれにいたしましても、一時借入利子のところでは、むしろ私どもの方が恩恵をこうむっているという理解で運用をしております。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時36分 休憩)

(午後3時37分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

次に、議案第36号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

三好委員。

○三好委員 第5条の中で、第5条1項第1号の中での「公共用その他の公益上の目的のために使用させるとき」という条文の中で、公共用というのはその部分はわかるんですが、その他の公益上という文言と、それから1項の第4号の「前3号に掲げる場合のほか、公益上の必要に基づき」という部分の公益上という部分の判断基準というのは、どこの規則をもって判断していくのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○山本善信委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 本条例につきましては、行政財産の使用料、目的外使用等に関する使用料を定めたものでございますが、財務規則の中の行政財産の目的外使用という財務規則112条にそういう使用させる場合の規定がございます。この中

で4点ほど書いてございますけども、災害とか、学術調査とか、先ほどこれにもありますけど、売店等のそこで働く職員の厚生施設というのがあるのですけども、あとその4項の方にその他市長が特に必要があるときというふうに定められています。

行政財産の特に目的外使用については非常にこれは判例等もございまして、さまざまな行政上の判断によって市長が判断するというようになっておりますが、最近では近隣の市でも例えば隣の茨木市なんかでも以前には組合事務所の立ち退き問題で最高裁まで行ったという事情、判例も出ております。さまざまな行政処分に対する訴訟が提起されたり、逆に住民訴訟でそういうのが勝つのはおかしいんじゃないかという基準がございました。

ですので、一概にどれをもって正しいという基準というのは、ぎりぎりのところでないところはございます。ただ、そういうのを各判例等をよく精査いたしまして、そういう事例が出た場合には許可をおろしていくということになるのかなと考えております。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時40分 休憩)

(午後3時41分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

議案第30号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

三好委員。

○三好委員 議案第30号につきまして、年次有給休暇が20日から25日に

ふえるという解釈をさせていただいているんですが、そういった労働時間の短縮ということの中で、これまで就業時間、始業時間の8時45分から9時までの15分間を休息时间にもってきた、過去の経緯もございます。

その中で、それともう一方では、年次有給休暇と別に特別休暇、さらには夏季休暇もありますが、ここでお聞かせいただきたいのが年次有給休暇の25日が4月1日から3月31日までの年度であります。その有給の取得のあり方として、毎年25日が4月1日に付与されるわけでございますが、3月30日末をもって、仮に有給が残った場合は、その有給処分はどうされるのか。

最高の有給持ち日数が幾らに制限をされているのか、お聞かせいただきたいと思っております。今の夏季休暇の実態について、この5日間ふやすために夏季休暇はなくしていくのかということについてお聞かせいただきたいと思っております。

あと2点、これに関連いたしまして、今職員の休職者が今何名おられるのか。

もう1点につきましては、長期で休職扱いにまではなっていないけども、長期にわたって休まれている方々について、どういう状況になっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

よろしくお願ひします。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 このたびの条例の一部改正につきましてご答弁申し上げます。

現在、年次有給休暇については1月、12月で運用させていただいております。その運用を4月、翌年3月の年度に振りかえるようにさせていただきたいということでございます。

具体例を申しますと、新規に職員を採用いたしますと、4月に採用いたします。

従前であればそのときに月数で割り落としまして、15日を付与させていただきました。このたび新規職員については4月時点で20日を付与させていただく条例改正をお願いするものでございます。

既存に今在籍しております職員につきましては、この1月1日に20日を付与いたしております。平成20年度のみ経過措置といたしまして、4月時点で5日を付与いたしまして、来年の3月までそれを持ち日数として運営をしていただくということになります。

計25日というのは、平成20年度限りの措置でございます、平成21年度から既存の職員、また新規採用する職員につきましても20日ということにさせていただきます。

それと最大に有給を持つ場合でございますが、もしこの1月1日に前年分として最大20日が繰り越されます。それと1月1日に20日を付与しますので、現在1日も有給を取っていない職員につきましても40日が手元でございます。4月に5日を付与しますので、最大45日ということになります。

ただ、来年4月に繰り越せますのは、最大20日になりますので、それ以後は最大40日ということになっていくと思います。

3月で定年をお迎えになる方、退職をお迎えになる方につきましては、有給残につきましては、喪失してしまうというように運用をいたしております。

参考といたしまして、平成18年の資料でございますが、平均取得として14.2日というのを摂津市職員として全体として有給休暇を取得しております。

休職者でございますが、現時点は3名でございます。すべて病気休職でございます。

長期でお休みになっておられる方、育児休業等がございますので、その資料は今持ち合わせていないんですが、その3名を入れまして病気休暇で1名が約1か月ぐらい休んでいると思います。その職員につきましては、本日で病気休暇が切れますので、お聞きしているところによりますと来週明けからご出勤いただけようということ聞いております。

○山本善信委員長 暫時休憩します。

(午後3時48分 休憩)

(午後3時50分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

山本課長。

○山本人事課長 有給の実績につきましては、資料が届き次第ご答弁申し上げます。

夏季休暇につきましては、現在、平成19年度は7日を付与いたしております。このたび年次有給休暇につきましては、職員の不利益にならないように処理しており、経年になりますと付与数は現在と変更がない状況でございます。

府下を見ますと、7日以下の団体もございますので、今後についてはいろいろ協議があらうかと思いますが、現時点につきましては、7日ということでは考えておりますが、毎年毎年労働組合とのお話もございまして、その中での決定もございまして、現時点では7日ということのご答弁とさせていただきたいと思っております。

○山本善信委員長 三好委員。

○三好委員 年度の改正によって、経過措置の日には今、ご説明いただきましてわかりました。

今、世の中の動きというのが年間総労働時間をいかに短縮していくかという動きがありまして、以前にも冒頭話しましたように、摂津市として、もともとは始

業時間を9時にして、就業時間の中に休憩と休息を入れていき、それを時短に進むために大前提として8時45分から9時までを休息時間に持ってきた過去の経緯があります。これが今は定着しながら始業時間を8時45分という意識の中で、皆さん方、今来られているというのを見させていただいておりますが、その中で有給の付与も含めて労働環境が非常に悪化してきているのが、今の実態ではないかと思っております。

それも平成19年度6月11日に副市長から出ております、職員700名体制のための各部人員適正化計画作成案についての依頼、これに基づいて今、それぞれが今動いているところです。先ほど、報告いただいたように、年間の有給の付与が20日間なのに、平均取得日数が平均14.2日になっている。これが本来ならば付与を与えていく雇用責任があるわけです。

そういったことについて、努力もしていただきたいと思えますし、多分ややもするとそれぞれが自分が病になったときに、ある程度は残有給は残しておかなければならないという気持ちの中で、有給の取得を抑えている方もいるかも知れませんが、ただ最高40日という枠の中での範囲なんで、14.2日の平均ならば、年間に6日ずつ有給をほかしている方々がおられるわけです。平均で、取らずに。

方や、夏季休暇、平均取得日数までは聞けませんでした。一方では、一般の民間の企業から見たらややもするとおかしい部分の夏季休暇があるわけですね。ただ、私は一方では、職員が一同に休む夏季休日というのが、夏の連休、5月の連休というのがないがために、そういうふうな分散型の夏季休暇の付与制度になっ

ているというのも承知をしておりますが、これは今後の課題でいいんですが、年次有給休暇の中に、そういった夏季休暇も含まれた中で、より有給取得がしやすいように、ただ単に付与していますよと、名目だけで実態が結局取りづらいという今の実態になっているのではないかと考えております。

これは付与する側がやはり十分に配慮していただかなければならないし、さらにこういうような取り組みをしたときは、摂津市の職員は900名体制の中で取り組んでまいりました。ところが今は750名体制になっております。その中でどんどん今度は取りにくくなっているのが、僕は実態ではないかと思っております。

だからそういったことの中で、以前にも言いましたけども、有給取得についても、計画的な有給取得をいかに職場で定着をさせるかということが、今後の課題だと思っております。

そういったことも含めて、これはまた職員組合と話してもらったらいと思いますが、そういったより取りやすい職場環境づくりに努めていただけたらということで要望にしておきたいと思えます。

○山本善信委員長 中岡次長。

○中岡市長公室次長 夏季休暇の取得日数の方がデータとして人事として取っておりませんので、後ほど取ってお示しさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○山本善信委員長 そういうことでお願いいたします。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第31号及び議案第32号所管分の審査を行います。

本2件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

村上委員。

○村上委員 議案第31号の方で1点だけお聞きしたいと思います。

2ページの第6条の改正の中で、「育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た」に改めるとい言葉がございませけども、その前に、他の職員との均衡上必要があると認められるということが書いてありますけども、以下ということであれば、100分の100もありますし、100分の0ということもありますので、その辺の考え方、定義というものがあればお聞きしたいと思います。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 ご答弁申し上げます。

従前は、育児休業期間を職務復帰時に2分の1勤務したというふうに定義しておりましたが、今回の改正によりまして100分の100以下に換算するということとございませ。以下という言葉とございませが、人事課といたしましては、次世代育成の観点から基本的には100分の100であろうということと考えております。

育児休業中、何かやはり職員、懲戒等に触れるような行為があるかもわかりませ。そういう不測の事態が生じたときに、本当に100分の100でいいのかという議論が生じると思ひますので、そういう不測の事態に備えて「以下」ということを入れておるといこととございませ。

これは、大阪府におきまして、また近隣都市におきまして、また国等から通知が参っておる準則におきまして、以下という文言が入っており、それに見習う形で以下ということにさせていただきます。

きました。

○山本善信委員長 村上委員。

○村上委員 先ほどお聞きしますと、以下という言葉を使って特にこういう懲戒があった場合には何%云々とか、そういう定義はないというようなこととございませけども、1つ要望といこととてお聞きいただければと思ひますので、ただ、そのときの社会状況、判断される方という形である程度ぶれがあるといのはいかなものかなと思ひますので、ある程度何らかの定義を定めていく必要があるのかなと思ひますので、その辺も含めて、個々人で見たとときに、あの人はいったのに次の人はいってないといふようにならないようにだけ、お聞きしたいと思ひますので、よろしくお聞きいたします。

○山本善信委員長 ほかにございませるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第34号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口委員 今回の特に一般職の職員に關して住居手当の分の改正でありますけども、若干説明がありましたけども、引き下げを行っていくといものが基本であります。今論議されている他の職員のいろいろな条件面での関係条例については、改善をさせていくといこととて出されていませけども、これについて逆に引き下げといこととてあります。

そこでその背景といひますか、一度お聞きせをいただきたいのと、これも含めて組合との協議、どうなっているのか。影響額について、そういうところを教え

ていただきたい。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 今回の住居手当の改定につきましては、本市職員労働組合と平成19年2月、昨年2月に協定書を確認をいたしております。

本市、住居手当につきましては、若干国家公務員の制度を上回っている制度がございました。それを年次計画で国、国家公務員の制度に近づけていくということで昨年度の第1回定例会につきましてもご説明をさせていただいたと思います。

3年間かけまして、激変緩和という言葉は正しいかどうかあれですけども、改定をしていくということでございます。

昨年度は、持ち家の世帯主が月額9,500円から6,000円に、平成20年度に6,000円から3,000円、平成21年度以降ゼロという形で改定をさせていただく予定にいたしております。

これは国制度に合わせるということで、労働組合の方と先ほど申しました日付で確認書を締結をさせていただいているところでございます。

それに伴いまして、減に伴う影響額というところでございますが、議案第1号の20年度の一般会計予算の一般会計ベースでご説明させていただきますと、234ページに制度改正に伴う増減分という給与費明細の一部がございまして、その額で説明させていただきますと、マイナス4,722万6,000円ということで、影響額があるということでございます。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 内容はわかりました。

ついでに、ラスパイレスが今どうなのかあわせて数字示してください。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 ラスパイレス指数ということでございます。平成18年4月1

日現在の数字でまいりますと、99.6、平成19年4月1日現在で101.1となっております。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時4分 休憩)

(午後4時5分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

次に、議案第35号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

三好委員。

○三好委員 最後の議案審査に入るんですが、もう結論から申し上げて、長年辛抱していただいております管理職手当をようやく上げていくということになりました。これも一連の財政状況の中で今日まで本当に辛抱していただいております。ようやく上げられる状況になったのではないかと考えております。

ただ、そういった引き上げしてでも結局はよそより突出したところまではすることは僕は要らないと思いますけど、ただ今回の管理職手当を引き上げしてでも、北摂7市におきますと、平均給与、この中には本給、地域手当、管理職手当が入ってくるんですが、それぞれの部長クラスでも、これは平均年齢も見ていかないとはいけません、低い状況になっている。これは要は管理職手当を引き上げたけども、地域手当で相当影響してきているから、この部分がぐっと下がってきているように見受けられます。これは管理職の全体的なものではないんですが、そういう中では、管理職としてマネジメント能力を持っていただくと同時にスタッフ



職とけじめをつけていただく、今回の制度改正ということで私は了解したいと思いますが、ただ、目の前に副市長を置いて、非常に言いづらいのですが、特別職と部長級の最高額がそんなに変わらなくなっているんですね。

だから、そういう面では僕は三役の方々の給与も含めてこの際、見直していかなければならない時期が来ているというのは一方では見ております。

ただ、三役の特別職の部分については、特別職報酬等審議会に諮らなければならないのですが、今手元にいただいている部分でいけば、その部長の最高額が63万7,378円になります。副市長は目の前にいるから教育長の事例にしますと、74万2,000円、この辺の額の差のどこが妥当かという部分はなかなかはかり知れない部分があるんですが、ただ他市を見ますと、その辺は特別職と部長職というのはもうちょっと幅があるのではないかと考えております。

これについてのご答弁は結構ですが、そういったことのバランスも含めながら、特にこれまでの人事の給与改正につきましては、これまでのトレンドからS字カーブに変えてきて、若年層の給与も見直してきた経緯もありますし、また育児に専念しなければならないお金がかかる年代にもそのカーブを変えてきた経緯も承知しております。

ようやくこういった管理職として、管理職の部分を変えてくる。私はここで要望とさせていただきたいのは、そういった部分では管理職としてのその部分の職務を今後全うしていただきたいということで、これは人事、副市長を初め、トップから、またそういったこともご指導もいただきながら、やっていただきたいということで、これはすべて私の意見と要

望にかえさせていただきます。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 幹部職員、管理職の手当については長年、私どもも適正額まで引き上げを求めてきた問題の1つでもあります。

今回、ようやく実現の運びになるのかなと思いますけども、庁内での課長以上の方々の受けとめ、反応をこの際、ちょっとご披露いただければということで、これは質問になります。

○山本善信委員長 山本課長。

○山本人事課長 課長初めといたしますか、感想はということでございます。私もあれなんです、条例としてご提案させていただいておりますので、可決をもって初めて実効性があるものでございますので、今の段階で職員が浮かれているということはないと思います。

今、ご質問にありましたように、責任を持っていけというところで、その気持ち、全管理職がそういう気持ちで今おるということを感じております。

○山本善信委員長 副市長。

○小野副市長 つい最近の部長会の議事録を見ていただいたかも知れませんが、市長は、決して高くない、やっと上げられたと。しかしそのことについては、やはり一般職員、まず市民がどう見ているか。これに甘えてもらったら困る。市長として、自信を持って上げたと言えるまでの気持ちもないけども、そういうことを意識しながら、この難局を乗り切るように一層頑張ってくれと、こういうことが部長会で市長から言われました。まさしくその意味に尽きているなと思いますので、やっとなんらその見合う仕事をしていないじゃないかと、そういうことのないように、督励してもらいたいと

考えているところでございます。

○山本善信委員長 三宅委員。

○三宅委員 先ほど副市長が市民云々とおっしゃいましたけども、私の話す友人やその他の方々の中には、現在の市の財政状況を考えたとき、確かにこれまでの議論の中で、今回の引き上げというものは一定理解できるけれども、しかしこの財政事情を考えたらどうやねんという議論ももちろんあります。

私事になるんですけども、私の父親なんですけど、私が大学時代だったと思うんですけど、勤め先が倒産しまして、私の母親ももともと勤めておったんですけども、そちらも経営上の問題で早期退職制度のため退職をしておるんですね。我が家の財政状況は非常にその日以来、暗たんたるものがございまして、決して今もって裕福とかそういうラインでは決してございません。

この今回の引き上げにおいて、この額をどうとらえられるかは、管理職の皆様それぞれあると思うんですけども、やはり生活保護を受けておられる方々や年金で細々と暮らしておられる方々、そういったいろんな感覚がある。市民の中にそういう感覚があるということを経験に銘じて、重ねてになりますので蛇足かもしれないんですけども、その点よろしくお願い申し上げます。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時13分 休憩)

(午後4時14分 再開)

○山本善信委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第5号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第10号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第28号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第29号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第30号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第31号について、可決すること

に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第32号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第34号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第35号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第36号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会します。

(午後4時16分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 山本善信

総務常任委員 三好義治